

令和4・5年度

行政監査結果報告書

【民間企業等との連携協定について】

令和6年3月

鳥取県監査委員

第 1 1 3 号
令和6年3月26日

鳥取県議会議長	浜崎晋一様
鳥取県知事	平井伸治様
鳥取県教育委員会教育長	足羽英樹様
鳥取県公安委員長	衣笠優子様
鳥取県人事委員会委員長	小松哲也様
鳥取県労働委員会会長	三谷裕次郎様

鳥取県監査委員 桐林正彦

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 牧田宗大

鳥取県監査委員 川部洋

行政監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	
1	行政監査の種類	1
2	行政監査の趣旨	1
3	監査のテーマ	1
4	監査の目的	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の対象機関	1
7	監査の執行者	1
第2	監査の実施概要	2
1	監査の実施方法	2
2	監査対象協定及び監査対象機関	6
3	監査の着眼点	8
第3	監査結果及び意見	9
1	総括意見	9
2	着眼点に沿った監査結果及び意見	10
【包括連携協定】		
(1)	連携協定の実績・成果等の状況	10
(2)	連携協定の実効性の確保の取組	11
(3)	連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況	12
(4)	その他（株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定について）	12
【災害対応協定】		
(1)	連携協定の実績・成果等の状況	13
(2)	連携協定の実効性の確保の取組	14
(3)	連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況	15
【個別連携協定】		
(1)	連携協定の実績・成果等の状況	15
(2)	連携協定の実効性の確保の取組	17
(3)	連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況	17
第4	監査の結果概要	
1	協定に係る連携・協力実績の状況（事務監査対象協定（50協定）の令和4年度の状況）	18
2	監査結果	19
(1)	包括連携協定	19
(2)	災害対応協定	26
(3)	個別連携協定	38

第1 監査の概要

1 監査の種類

鳥取県監査基準第2条第1項第2号に規定する行政監査

2 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適正に行われているかどうかについて実施するもので、本県においては、毎年度特定の課題を選定して実施している。

3 監査のテーマ

「民間企業等との連携協定について」

4 監査の目的

本県の連携協定と締結後の状況を把握し、連携協定を締結する目的や必要性、協定締結の成果、連携協定の実行に要するコスト、実効性確保の取組、課題の認識とそれに対する対応、見直しや今後の方針検討の有無等について監査を実施し、今後の施策推進に資する。

5 監査の実施期間

令和3年4月から令和6年3月まで（予備調査を含む）

なお、令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症が流行したため、県の各機関がその対応を最優先としたことを配慮し、この監査の実施を令和5年度まで伸ばしたため、3か年の実施となったものである。

6 監査の対象機関

知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、議会事務局及び各種委員会の全ての機関を対象とした。

7 監査の執行者

監査の執行者は、次のとおりである。

監査委員 桐林正彦

監査委員 奈良井恵

監査委員 牧田宗大

監査委員 川部洋

第2 監査の実施概要

1 監査の実施方法

(1) 監査の対象とした連携協定

県の全ての機関において、県民サービスの向上、地域活性化、地域課題の解決、災害対応等、県の施策推進の目的のため、特定の分野又は幅広い分野で、民間企業等と相互に連携、又は協力することに関する協定等を締結したもののうち、令和4年4月1日時点で、その効力を有しているものとした。

連携協定は、次の3つに区分した。

① 包括連携協定

幅広い分野において、県又は民間企業等の資源を有効に活用して、相互に連携し、又は協力することに関する協定

② 災害対応協定

災害時における人的、物的な応援、協力等に関する協定

③ 個別連携協定

特定の分野において、県又は民間企業等の資源を有効に活用して、相互に連携し、又は協力することに関する協定

なお、次の協定等は、監査の対象外とした。

ア 法令、県の制度に基づき締結する協定及び県の政策上特に必要として締結した協定

- ・鳥取空港の航空機の離発着に係る協定（騒音防止・軽減）（1件）
- ・みなとさかい交流館の管理運営に関する協定（県有施設の管理）（1件）
- ・学校・警察連絡制度（25件）

イ 民間企業等への業務委託、請負契約（展覧会共同開催協定を含む）（5件）

ウ 協定に定めた事業・行為に対し、補助金等の支出を行う協定または県からの権利等の購入に係る協定

- ・企業立地協定（39件）
- ・道路・河川等美化・維持管理活動等（ボランティア・スーパーボランティア）協定

エ 主な連携協定の相手が国・地方公共団体の協定

- ・国、県、市町村、広域連合、知事会等との協定（※国立大学（付属医療機関・教育機関を含む）、国立の研究機構等は対象とする。）（25件）

オ 県の組織内（所属同士）で締結された協定（8件）

カ 災害協定のうち特定の相手との協定

- ・報道機関、放送局等との協定（21件）
- ・原子力災害に係る協定（個別協定を含む）（5件）
- ・消防防災ヘリコプター・ドクターへリの活動に係る協定（25件）

(2) 予備調査の実施

民間企業等との連携協定について把握するため、全ての県の機関を対象として、令和3年度に予備調査を実施した。

[調査結果（令和3年度予備調査実施時点）]

協定締結機関数	71 (16 部局)					
締結協定数	520	包括連携協定	35			
		災害対応協定	226			
		個別連携協定	259			
協定締結相手数	1,038 (※1協定での複数の相手と協定を締結しているものを含む。)					
連携項目数	1,044 (※1協定で複数の連携項目があるものを含む。)					

表1 部局別・機関別の状況（部局・機関名は令和5年8月時点）

部局	機関	協定数	協定相手数	包括協定	災害協定	個別協定
政策戦略本部（政策戦略局・デジタル局）	関西本部	1	1			1
	デジタル基盤整備課	1	19	1		
	2機関 計	2	20	1		1
輝く鳥取創造本部（中山間・地域振興局・観光交流局）	人口減少社会対策課	33	65	3		30
	交通政策課	1	2			1
	国際観光誘客課	1	1			1
	3機関 計	35	68	3		32
危機管理部	危機管理政策課	53	131		53	
	危機対策・情報課	10	10		10	
	原子力安全対策課	4	12		4	
	消防防災課	3	3		3	
	消防防災航空センター	19	43		19	
	5機関 小計	89	199		89	
総務部（行政体制整備局）	行財政改革推進課	12	13	11		1
	1機関 小計	12	13	11		1
地域づくり推進部（スポーツ振興局）	スポーツ課	1	1	1		
	1機関 小計	1	1	1		
福祉保健部（健康医療局）	健康政策課	4	6			4
	医療政策課	8	27		8	
	医療・保健課	6	8			6
	3機関 小計	18	41		8	10
子ども家庭部	子育て王国課	2	2			2
	家庭支援課	2	3		1	1
	総合教育推進課	10	36	5		5
	3機関 小計	14	41	5	1	8
(自然共生社会局) (くらしの安心局)	脱炭素社会推進課	2	6			2
	衛生環境研究所	1	4	1		
	循環型社会推進課	5	5		5	
	水環境保全課	2	2		2	
	くらしの安心推進課	62	62		62	
	消費生活センター	1	1	1		
	住宅政策課	5	6	1	2	2
	7機関 小計	78	86	3	71	4
商工労働部	商工政策課	5	5	5		
	立地戦略課	38	45			38
	企業支援課	1	2			1
	3機関 小計	44	52	5		39

部局	機関	協定数	協定相手数	包括協定	災害協定	個別協定
農林水産部(農業振興局) (畜産振興局) (森林・林業振興局) (水産振興局) (市場開拓局)	生産振興課	5	5			5
	農地水保全課	5	2 3			5
	畜産課	7	7		7	
	林政企画課	1	1		1	
	県産材林産振興課	1	1			1
	森林づくり推進課	5 1	6 6			5 1
	水産課	1	1			1
	販路拡大輸出促進課	4	5			4
	8 機関 小計	7 5	1 0 9		8	6 7
国土整備部 (河川港湾局)	県土総務課	1	3			1
	技術企画課	7	7	1	6	
	港湾課	1	1			1
	鳥取県土整備事務所	3	3		3	
	八頭県土整備事務所	2	2		2	
	鳥取港湾事務所	2	4			2
	6 機関 小計	1 6	2 0	1	1 1	4
中部総合事務所	中部県民福祉局	4	4			4
	中部県土整備局	2	2		2	
	2 機関 小計	6	6		2	4
西部総合事務所	西部県民福祉局	1	1	1		
	西部環境建築局	1	1			1
	米子県土整備局	2	2		2	
	日野振興局	1	3	1		
	日野県土整備局	2	2		2	
	5 機関 小計	7	9	2	4	1
企業局	工務課 1 機関	4	2 8		4	
	1 機関 小計	4	2 8		4	
病院局	総務課 1 機関	1	4		1	
	1 機関 小計	1	4		1	
教育委員会事務局	教育総務課	6	7			6
	小中学校課	1	1			1
	高等学校課	2	2 0 1			2
	図書館	7	1 2			7
	博物館	5	5			5
	5 機関 小計	2 1	2 2 6			2 1
警察本部	会計課	2 3	2 3		2 3	
	警務課	4	4	2		2
	監察課	1	1			1
	生活安全企画課	9	1 2		1	8
	少年・人身安全対策課	2 8	3 3			2 8
	サイバー犯罪対策課	2	6			2
	地域課	5	7			5
	捜査第一課	1	1			1
	捜査第二課	1 0	1 1			1 0
	交通企画課	1	4			1
	交通指導課	3	3			3
	交通規制課	1	1		1	
	運転免許課	5	5			5
	警備第二課	3	3	1	2	
	鳥取警察署	1	1			1
	1 5 機関 小計	9 7	1 1 5	3	2 7	6 7
1 7 部局	7 1 機関 合計	5 2 0	1, 0 3 8	3 5	2 2 6	2 5 9

表2 主な協定相手別の状況

公民区分	協定相手の区分	包括連携協定	災害対応協定	個別連携協定	計	備考
公的機関	国・自治体等	4	26	38	68	広域連合、広域組合、境港管理組合を含む
	独立行政法人等	2	8	18	28	国公立大学・国公立研究機関を含む
	医療機関		8		8	鳥取大学医学部は独立行政法人等に含まれる
	その他			1	1	
	小計	6	42	57	105	
民間機関	株式会社等	21	110	119	250	J A, J F、生協を含む
	公益法人等		8	11	19	N H K 等法律により設立されている団体を含む
	一般財団法人等	1	58	29	88	各種業界団体を含む
	教育機関等	7		35	42	自動車学校を含む
	N P O		6		6	
	その他		2	8	10	任意団体、地域住民等による団体等
小計		29	184	202	415	
合計		35	226	259	520	

(3) 監査対象協定の選定

予備調査の結果に基づき、監査対象協定及び監査対象機関を選定した。協定の種別ごとの選定の考え方方は、次のとおり。

表3 監査対象協定数と選定の考え方

連携協定の種別	予備調査把握協定数	対象外協定数	差引	事務監査対象協定数			選定の考え方	本監査実施協定数
				計	実地	書面		
包括連携協定	35	4	31	11	7	4	協定相手を分類して選定	5
災害対応協定	226	64	162	20	12	8	多くの協定を締結した所属ごとに選定	6
個別連携協定	259	123	136	19	10	9	協定の内容により選定 (※)	5
合計	520	191	329	50	29	21		16

(※) 就職支援、農林水産、販路拡大・県産品PR、教育関係の協力事項の連携協定から選定

2 監査対象協定及び監査対象機関

上記「(3) 監査対象協定の選定」により選定した監査対象（実地監査）は、次のとおりである。

監査対象機関は、包括連携協定については、当該協定全体の窓口担当所属、災害対応協定及び個別連携協定については当該協定を所管する機関とした。

① 包括連携協定

No.	監査対象協定	協定の相手方	監査対象機関	本監査
1	鳥取県と龍谷大学との連携に関する協定	龍谷大学	輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局 人口減少社会対策課	○
2	鳥取県と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定	第一生命保険株式会社	総務部行政体制整備局 行政改革推進課	
3	鳥取県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に係る包括連携に関する協定	損害保険ジャパン株式会社		○
4	包括連携に関する協定	ヤマト運輸株式会社		○
5	鳥取県と学校法人藤田学院との連携に関する包括協定	学校法人藤田学院	子ども家庭部 総合教育推進課	○
6	鳥取大学と鳥取県の連携に関する協定	国立大学法人鳥取大学		
7	鳥取県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定	株式会社モンベル	西部総合事務所県民福祉局 西部観光商工課	○

② 災害対応協定

No.	監査対象協定	協定の相手方	監査対象機関	本監査
1	災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定	鳥取いなば農業協同組合	危機管理部 危機管理政策課	○
2	災害等発生時相互協力に関する協定	西日本旅客鉄道株式会社、各市町村		
3	災害時における電力供給のための連携等に関する協定	中国電力株式会社鳥取支社		○
4	防災活動における鳥取県と鳥取県技術士会の相互協力に関する基本協定	公益社団法人日本技術士会		
5	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	株式会社ファミリーマート		
6	災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定	一般社団法人鳥取県トラック協会・鳥取県倉庫協会		○

No.	監査対象協定	協定の相手方	監査対象機関	本監査
7	災害時における生活関連物資の調達に関する協定	株式会社アベ鳥取堂	生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課	
8	災害時における生活関連物資の調達に関する協定	流通株式会社		
9	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合		○
10	災害時における物資供給に関する協定	N P O 法人コメリ災害対策センター		
11	災害時における応急対策業務等に関する協定	一般社団法人鳥取県西部建設業協会	西部総合事務所 米子県土整備局	○
12	災害時における警察活動に必要な物資の調達に関する協定	株式会社ナンバ	警察本部警務部 会計課	○

③ 個別連携協定

No.	監査対象協定	協定の相手方	監査対象機関	本監査
1	鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び美作大学・美作大学短期大学部等の就職支援に関する連携協定	美作大学・美作大学短期大学部 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構	輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局 人口減少社会対策課	○
2	鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び神戸学院大学の就職支援に関する連携協定	神戸学院大学 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構		
3	鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び同志社大学の就職支援に関する連携協定	同志社大学 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構		
4	鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び学校法人コンピュータ総合学園神戸電子専門学校の就職支援に関する連携協定	学校法人コンピュータ総合学園神戸電子専門学校 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構		
5	大阪医科大学、鳥取県及び公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構の就職支援に関する協定	学校法人大阪医科大学 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構	福祉保健部健康医療局 医療・保険課	○
6	ふなおか共生の里づくり活動協定	鳥取県生活協同組合、農事組合法人八頭船岡農場、有限会社北村きのこ園、有限会社ひよこカンパニー、鳥取いなば農業協同組合、八	農林水産部農業振興局 農地・水保全課	○

No.	監査対象協定	協定の相手方	監査対象機関	本監査
		八頭中央森林組合、鳥取県畜産農業協同組合、一般財団法人日本きのこセンター、N P O 法人 b a n k u p 、公立鳥取環境大学、八頭町		
7	森林保全・管理協定	サントリー株式会社 江府町	農林水産部森林・林業振興局 森林づくり推進課	
8	鳥取県と株式会社光洋との「食のみやこ鳥取県」に関する協定	株式会社光洋	農林水産部市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	○
9	「鳥取県キャリア教育推進協力企業」認定制度	鳥取県キャリア教育 推進協力企業 259 社	教育委員会事務局 高等学校課	○
10	一般財団法人中小企業診断士協会、公益財団法人鳥取県産業振興機構、株式会社日本政策金融公庫米子支店、鳥取県立図書館、米子市図書館の連携協力に関する協定	般財団法人中小企業 診断士協会、公益財 団法人鳥取県産業振 興機構、株式会社日 本政策金融公庫米子 支店、米子市図書館	鳥取県立図書館	

3 監査の着眼点

(1) 連携協定の実績・成果等の状況

- ア 連携協定の締結を必要とする理由の有無
- イ 連携協定締結の趣旨、背景、目的、相手方の選定理由
- ウ 連携協定の実績、締結目的の達成状況
- エ 連携協定の具体的達成状況に対する評価
- オ 連携協定の実績等についての県民への情報発信

(2) 連携協定の実効性の確保の取組

- ア 連携協定の窓口となる双方の組織・担当者の有無と活動状況
- イ 連携協定のアクションプラン等活動計画の状況
- ウ 連携協定の内容を達成するために必要とする双方のコスト(人的・財政的)の状況
- エ 連携協定の相手方等のニーズの把握
- オ 連携協定の目的達成のための実行の働きかけの状況
- カ 連携協定に係る関係機関との情報共有

(3) 連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

- ア 連携協定に係る課題の把握の状況
- イ 連携協定に対する相手方の評価状況・課題認識の把握状況
- ウ 把握した連携協定に係る課題に対する対応の状況
- エ 連携協定の内容の見直し状況
- オ 連携協定に対する今後の方針の検討状況

第3 監査結果及び意見

1 総括意見

様々な分野で民間企業等のノウハウを活用しながら相互に連携・協力することは、県の通常業務とは一線を画した政策や事業を行なながらも、人的な負担や経済的コストを軽減することができ、県の施策の効率的・経済的・効果的な推進に役立つことから、連携協定締結のメリットは大きい。協定の相手方にとっても県政の推進や地域課題の解決への協力等社会貢献による企業イメージの向上等のメリットがあるものと考えられる。

今回の監査を行うにあたり把握した連携協定は県全体で520協定（令和3年度時点）、そのうち企業等の民間企業とのものが415協定であった。県政全体で幅広く連携・協力しながら施策を推進していることが明らかとなった。

連携協定は、協定を締結するにあたっての背景や必要性に定められた目的により協定の相手方が選定されていると認められる。

連携協定の実施状況を見ると、県が主導して事業を進め、協定の目的を一定程度達成したものや、連携項目の一部について目的を達成したとして終了したものもある。一方で、実施されていない連携項目や継続しては実施できていない連携項目も見られた。

については、連携協定を締結している県と民間企業等が、双方にメリットを感じながら協定の目的を達成できるよう連携・協力を図り、県民の豊かな生活、地域活性化、安全・安心な暮らしの維持、地域課題の解決等に一層取り組まれたい。

また、協定に係る事業を実施した結果、顕著な成果等が見られた場合は、その実績を表彰や広報する等、県民への周知に積極的に取り組まれたい。

一方で、協定の目的が一定程度達成された場合は、協定実施の主体を県から協定事業の受益者である県内団体等へ移していくことも検討されたい。

また、協定の目的が達成されたり、変更された場合は、相手方と十分に協議し、それぞれの関与の在り方等について検討され、協定書の修正等も含めて見直しを図られたい。

さらに、協定を所管する機関が、定められた連携項目を実施できるよう、事業を実施する機関に働きかける仕組みを検討されたい。

なお、監査にあたっての着眼点に沿って意見を次のとおり記載するので、適切に対応されたい。また、今回、監査対象とならなかった協定を所管する機関においても今後の協定の推進にあたり参考とされたい。

2 着眼点に沿った監査結果及び意見

【包括連携協定】

(1) 連携協定の実績・成果等の状況

監査対象協定 11 協定中 9 協定が相手方からの提案により締結したものであり、民間企業等については、その有する幅広いネットワークやノウハウなどを評価して協定を締結し、県政全般に渡って多くの取組が行われている。

それぞれの企業の専門的分野やノウハウを有する分野の連携・協力事項は、相手方企業の積極的協力を得ながら、その所管する各機関により実施されているが、連携・協力事項の中には実施されていないものや、過去には実施されたが継続しては行われていないもの（13 ページ表*1（以下同じ））もある。また、協定で定めた連携項目を実施する県機関の一部においては、協定に対して十分に認識されていないところもあった。

大学との協定では県出身学生が多数であること、地域活性化に資すること等により協定を締結している。県内の大学等との協定では、鳥取県での就職の促進や人材育成、地域貢献等が取り組まれており成果が見られている。県外大学との協定についても就職支援事業を毎年実施し、県出身学生への県内就職情報の提供を積極的に行い、U ターン就職の促進に積極的に取り組まれている。しかし、包括連携協定の連携項目である地域活性化に関する項目については、近年あまり実施されていない。（*2）

【包括連携協定に基づく主な実績】

[龍谷大学]

- ・とっとり就職カフェ等学生への本県就職情報の提供やイベント実施への協力

[損害保険ジャパン株式会社]

- ・とっとり子育て応援パスポートへの協賛、とっとり子育て応援隊への登録
- ・「損保ジャパンとっとり共生の森」での植樹、下草刈り、枝打ち、除伐等

[ヤマト運輸株式会社]

- ・特殊詐欺被害の防止に向けての取組
- ・中山間集落見守り活動協定に基づく見守りの実施

[学校法人藤田学院]

- ・観光人材育成のため、鳥取短期大学国際文化交流学科に寄付講座を開設
- ・「まちの保健室」を県内各地で開催
- ・県内の保育・幼児教育体制の充実のための支援
- ・地域防災活動を担う人材育成の一環で防災士を要請

[株式会社モンベル]

- ・「皆生・大山 SEA TO SUMMIT」と関連するイベントの実施

【実施できていない連携・協力項目】

[龍谷大学]

- ・産学官連携にすること（平成 29 年度以降未実施）
- ・生涯学習にすること（令和 4 年度未実施）

[損害保険ジャパン株式会社]

- ・観光の振興にすること（平成 30 年度以降未実施）
- ・県産品の販路開拓・ブランド化にすること（平成 30 年度以降未実施）

- ・人材の育成に関すること（平成30年度以降未実施）
- ・県内企業の支援に関すること（令和4年度未実施）

[ヤマト運輸株式会社]

- ・環境対策に関すること（協定締結以降未実施）
- ・その他県民サービスの向上・地域の活性化に関すること（協定締結以降未実施）

[株式会社モンベル]

- ・子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること（協定締結以降未実施）
- ・自然体験の促進による健康増進に関すること（協定締結以降未実施）
- ・防災意識と災害対応力の向上に関すること（協定締結以降未実施）
- ・農林水産業の活性化に関すること（協定締結以降未実施）

については、協定で定めた目的の実現に向け、未実施の連携・協力事項を所管する県の各機関は、協定の趣旨や内容を十分に認識し、相手方企業等と適切に連携され、実績・成果を出すように努められたい。併せて、協定全体を所管する機関は、各連携・協力項目を所管する機関が協定についての認識を深めるとともに緊密な連携を図り協定の実施に努められたい。

また、連携協定に係る実績等の県民への情報発信では、多くの協定で協定締結時に知事が出席した調印式を開催し、報道機関への資料提供やホームページへの掲載等の方法で広報を行っている。調印式を行っていないものでも報道機関への資料提供や記念講演会等が行われている。

一方、協定締結後は、協定に基づく個々の事業開催時に報道機関への資料提供やホームページでの広報等が行われているが、協定全体についての情報発信は十分ではない。（*3）

については、協定を締結している相手方にとって、県の施策や地域振興に協力することで企業等のイメージを向上させることが、協定締結のメリットであることを考えると、協定を締結していることの情報発信は必要なことであり、適切に県民への情報発信に努められたい。

（2）連携協定の実効性の確保の取組

それぞれの企業等が行っている業務に関連した分野（生命保険会社であれば健康増進、食品流通系企業であれば地産地消、県産品の販路拡大等）をはじめ、環境保全、くらしの安心・安全、中山間支援、就職支援、地域活性化等県の施策全体に渡っての連携項目があり、その分野ごとに関係する県の機関がそれに連携・協力している。監査対象協定11協定中10協定で連携・協力の実績（実績のない1協定は新型コロナウィルス感染症のため事業を中止）があり、相手方が積極的に取り組み、実績・成果を残しているものが多くあった。しかし、それらの協定の中でも、連携項目が定められているが、実際には実績や取組がない連携項目も散見されている。

実効性を確保するための意見交換や情報交換については、民間企業との包括連携協定では、各連携項目を担当する機関により必要が生じた際に開催されている状況で、全体の窓口である機関も必要が生じたときに行うとしていることから、協定全体に係るニーズ把握は十分ではないと考えられる。（*4）

一方、大学等については、定期的な訪問や定期的に開催される連絡協議会で行われている。

連携協定の目的達成のための働きかけでは、企業との連携協定については、実績のある連携項目の所管機関は働きかけが行われているが、実績のないものや継続されていないものについては働きかけが十分ではない。(*5)

さらに包括連携協定の窓口所管課も各連携項目の担当機関からのアクションに対応しているのみで主体的な動きはない。(*6)

県外大学については、就職支援事業以外の働きかけが少ない。(*7)

関係機関との情報共有の状況では、協定の連携事項に関する外部の関係機関（企業・団体等）へは必要な情報共有は行われているが、県庁内の関係課との情報共有が幅広く行われているとは言えないため、既存の連携事業や新しい連携への発展が期待できない状況である。(*8)

については、協定の相手方とは十分に意見交換を行うことでニーズを把握し、協定の目的を達成するため必要な対応や働きかけを継続されたい。特に実績のない連携項目に対しては、包括連携協定窓口の機関が主体的に情報共有を図り、働きかけが行われるよう取り組まれたい。

（3）連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

県外大学との連携協定では、県はUターン就職関係以外の課題を挙げていないが、相手方は就職支援以外の連携事業について、新型コロナウイルス感染症の影響もありできていないことを課題としており、県としての課題認識がされておらず、今後の見直しや方針検討も行われていない。(*9)

企業との協定では、実績に対する課題がないものが多数であるが、実績のない項目があることから課題把握が不十分であると考えられる。相手方の評価や課題も把握されていないことは、連携窓口である機関がその役割を十分に果たしておらず、今後の見直しや方針検討も行われていないため、協定事業の発展が期待できない。(*10)

については、連携協定を所管する担当機関は、その協定の実施状況について課題の認識に努めるとともに、相手方の評価や課題認識を把握し、適切な対応を取られたい。特に包括連携協定の窓口である機関は、個々の連携項目の実施状況を把握し、必要な連携や情報共有を図られるとともに、実績のない連携項目については、協定内容の見直しなどについて検討されたい。

（4）その他（株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定について）

令和5年度は、連携事業であるSEA TO SUMMITが4年ぶりに開催され、149名の方（うち県内参加者39名）が参加された。併せて、地ビールフェスタも開催され、地元住民を含む3,000名の方が会場を訪れている。

については、この大会の全国的な知名度をさらに高め、より多くの方々に来県いただくように働きかけていくとともに、県内からの参加者も増えていくよう工夫されたい。

また、株式会社モンベルが海外展開している韓国や香港などで、大会をPRし、鳥取県への国際観光誘客に繋げていくことも検討されたい。

包括連携協定に係る監査対象機関ごとの改善を要する事項

対象機関	改善を要する事項(*数字に対応)
人口減少社会対策課	(*2) 連携・協力項目で未実施のものや継続されていないものがある。
	(*3) 協定自体の継続的情報発信が不足している。
	(*7) 就職支援以外の連携項目に対する働きかけが不十分である。
	(*8) 県の機関での情報共有が不十分である。
	(*9) 課題の認識がなく、見直しや方針検討もされていない。
行財政改革推進課	(*1) 連携・協力項目で未実施のものや継続されていないものがある。
	(*3) 協定自体の継続的情報発信が不足している。
	(*4) 協定に対する全体的ニーズ把握がされていない。
	(*5) 実績のない連携項目に対する働きかけが不十分である。
	(*6) 包括連行協定窓口機関の働きかけが不十分である。
	(*8) 県の機関での情報共有が不十分である。
総合教育推進課	(*10) 実績に対する課題把握が不十分である。
	(*3) 協定自体の継続的情報発信が不足している。
西部観光商工課	(*1) 連携・協力項目で未実施のものや継続されていないものがある。
	(*3) 協定自体の継続的情報発信が不足している。
	(*5) 実績のない連携項目に対する働きかけが不十分である。
	(*8) 県の機関での情報共有が不十分である。
	(*10) 実績のない連携項目があるが、今後の見直しや方針検討がない。

【災害対応協定】

(1) 連携協定の実績・成果等の状況

災害対応協定は、県内で大規模な災害が発生した場合に被災者への支援物資・サービスの確保、供給、物資の集配、輸送等や、被災者の帰宅支援等多様なニーズに対し、それを供給・提供できる相手方や、電気、通信、交通等重要インフラを有する事業者がインフラの維持や円滑な復旧で県民の生命や生活を支えることを支援するため、保有する施設・店舗の条件を踏まえ、重要なインフラを運営する企業、物流事業者の団体、災害時に必要な物資・サービスの提供が可能である企業・団体が選定されている。

阪神・淡路大震災のあった毎年1月には、危機管理政策課が所管する連携協定に基づき応援要請訓練（情報伝達訓練）が実施され、多くの協定相手方の参加を得ている。

また、過去の大雪、大雨、台風、鳥取県西部地震、鳥取県中部地震等本県を襲った大規模な災害の際には協定に基づき情報共有や復旧作業、物資・サービスの提供等が行われ、実績を残している。

一方、連絡が取れないため応援要請訓練に参加いただけない一部の団体があつたり、連携項目の窓口である一部機関の訓練不参加の状況もある。また、企業等の窓口となる事務局が1名であるなど、災害時の連絡や事務処理などで心配される体制の団体もある。

実施されている訓練は、ほとんどが情報伝達訓練で、物資の輸送・供給や、復旧、被災者への支援等の具体的な行動に係る訓練は行われておらず、実際に災害が発生したときの即応の確保に対する備えをする必要を感じる。

については、現在実施されている応援要請訓練にできる限り多くの企業等や関係機関の参加を得て、災害に対する迅速な情報共有体制を維持されたい。また、協定の相手方の災害時に対応する人員や事務処理等の体制の確認を行い、災害対応に想定通りの活動が行われるよう配慮されたい。

また、県民の生命・生活の安全を守るために、物資の供給、輸送手段の確保等必要な

インフラの維持・復旧に対する訓練等の実施も検討され、協定のさらなる活用に取り組まれたい。

(2) 連携協定の実効性の確保の取組

危機管理政策課が所管する協定で定めた連携・協力事項は、災害発生時の協力に関する事項であり、施設の提供、情報共有、復旧の支援、人材提供、支援物資の物流確保等がある。くらしの安心推進課と警察本部がそれぞれに民間事業者と締結している協定の連携項目は、災害発生時に被災者等や警察関係者が使用する物資やサービスの提供についてであった。また、県土整備局（事務所）が締結している協定は、災害時の応急対策であった。

災害対応協定では、毎年1月に危機管理部が実施する協定に基づく応援要請訓練（情報伝達訓練）が実施されており、一部を除いて参加を得ている。また、実際の災害等が発生した際には復旧作業や情報共有で連携・協力を実行している。

【災害対応協定に基づく主な実績】

[危機管理政策課] (令和4年度～5年度)

- ・西日本旅客鉄道株式会社：気象災害情報や災害発生時の鉄道運行情報等の提供
- ・中国電力株式会社：令和5年1月の大雪、7月の台風の際の情報共有と復旧作業

[くらしの安心推進課]

- ・株式会社アベ鳥取：平成30年7月豪雨の際に智頭町の要請で弁当を供給
- ・鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合：平成28年の鳥取県中部地震の際に宿泊施設と日帰り入浴を提供

[米子県土整備局] (令和3年度)

- ・一般社団法人鳥取県西部建設業協会：南部町阿賀の大谷川での応急対策工事対応

実効性確保の取組としては、毎年1月に実施している応援要請訓練に多くの協定締結機関が参加し、情報伝達訓練を行うとともに、担当者の連絡先の相互確認等を行っている。また、一般社団法人鳥取県トラック協会・鳥取県倉庫協会は、令和4年度に鳥取県広域物資オペレーション訓練に参加している。

また、危機管理政策課は、「鳥取県震災対策アクションプラン」を策定しており、西日本旅客鉄道株式会社とは「災害時24時間ホットライン」を設置している。

連携協定の相手方のニーズ把握は特に行われていない。ただし、相手方から費用負担等での協議要望があり、県として対応している。

連携協定の目的達成のための主な働きかけの状況は、毎年1月の応援要請訓練参加への要請や情報共有等であり、中国電力株式会社とは相手方が実施する研修への参加も行われている。くらしの安心推進課では、生活関連物資の調達に係る災害時対応マニュアル及び宿泊施設等の確保に係るマニュアルを作成している。宿泊施設等の確保に係る訓練では、宿泊場所として提供可能な施設の情報をとりまとめているが、次回以降の訓練では提供可能な期間等の情報を含めるよう検討したいとのことであった。警察本部では、鳥取県石油商業組合との訓練が行われており、他の分野については、実際の訓練を実施するまでには至っていないが、連携協定締結先企業に積極的に連絡を取る等、連携協定の実効性の確保に努めていくこととしている。

協定に係る関係機関との情報共有は、毎年1月の応援要請訓練では、県庁内だけでな

く指定（地方）公共機関、報道機関、自衛隊等関係する機関と連携して行っている。また、災害が多発する時期の前に関係機関を集めての会議を開いたり、インフラ復旧について防災危機管理課と県土整備部間で連携があるが、その他の情報共有は特に行われていない。令和2年の大雪では情報共有ができるおらず対応に遅れが出たり、令和4年度の鳥インフルエンザへの対応でも所管課と総合事務所間での情報共有がなく、物資調達で支障が発生している。

また、災害時の物資調達については、危機管理政策課、くらしの安心推進課、警察本部会計課だけでなく、包括連携協定で商工政策課や行財政改革推進課でも連携項目としており、同一企業等に複数の県機関が協定を締結している。実際の災害時の対応の際に混乱等を招くことを防ぐために県の各機関の連絡調整が必要と考えられる。

については、毎年行われている応援要請訓練をはじめとして必要とされる訓練への参加を引き続き働きかけられたい。

さらに、災害対応協定や必要とされる情報の共有等、県の各機関での連携を深めるよう努められたい。

（3）連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

中国電力株式会社との連携協定に係る課題として令和2年の大雪による道路への倒木に対する対応が、協定に対する認識不足で遅れたことを課題として、道路管理者と架線事業者との意見交換会で情報共有や連携を確認している。

その他の協定については、情報伝達訓練で特段問題が発生していないため課題はないとしている。しかし、実際の災害時のオペレーションに対する訓練は行われていないことから、課題認識がされていないと考えられる。

いずれの協定についても見直しや方針検討はないとしているが、課題認識が不足していることや、令和6年度からの労働基準法改正による影響や運送業や建設業での労働力の高齢化の問題、さらには災害対応では業務が過重となることから労働災害を防止するための労働安全衛生等への対応が必要と考えられる。

については、協定の相手方と十分に連携し、災害時に起こりうる様々な課題を認識し対応していかれたい。いわゆる2024年問題や高齢化等の課題に対しても持続可能な体制が維持できるよう方針検討等に取り組まれたい。

加えて、大規模な災害時には緊急で長時間の対応が求められることが想定されるが、その際に職員や労働者の安全衛生に一層努められるよう配慮されたい。

【個別連携協定】

（1）連携協定の実績・成果等の状況

連携協定の相手方は、株式会社等の民間企業が最も多く、次いで大学等の教育機関、各種団体となっている。

監査対象の19協定中9協定が相手方からの提案または働きかけによる。監査対象のうち大学等（7協定）についての選定理由は、県外に進学している県内出身学生が多い大学等であり、鳥取県へのUターン就職を促進するための情報発信にメリットがある。

そのほかの民間企業等については、地域貢献に対する評価や県産品の販路拡大、県の地域振興・産業振興に資すること等、様々な理由となっている。

いずれの協定も特定の課題に対して連携・協力をを行うことを目的として相手方を選定しており、県と相手方が協力して事業を行っている。

大学等との就職支援協定は、県出身者のいる多くの大学と協定が締結されており、学生やその保護者に対して県内企業等の就職に関する情報提供やUターン就職促進のためのイベント等が行われている。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ここ数年はイベント実施が困難な状況もあったがオンライン開催等の工夫もされている。県内への就職の状況は、中国地方は過半数の学生がUターン就職をしているのに対し、関西は約30パーセント、関東は約25パーセントとなっている。また、大学等によって県内就職への取組の度合いにも差がある。さらに、薬剤師等の理科系の学生の県内就職に向けた取り組みを一層進めていく必要性もある。（*人口減少社会対策課、医療・保険課）

については、就職支援協定を締結している大学等と一層連携し、県出身学生のUターン就職に向けた取組を進めていかれたい。また、Uターン就職の状況は、中国地方、関西、首都圏等の地域で差がみられることや、大学の取組に温度差があることから、協定事業の実施には、地域や大学ごとの特性に沿いきめ細やかにアプローチされたい。

高校生に対するキャリア教育充実を図る協定には、多数の県内企業が参加していただき、取組も着実に増加し、多くの職場体験や全ての高校への講師派遣等が行われ、高校生のふるさとへの关心や理解を深めることに寄与している。（*高等学校課）

については、取組をさらに進め、将来の鳥取県の人材確保が図られるよう努められたい。

一般企業等との連携協定についてもそれぞれに企業が積極的に連携・協力をいただいており、企業等の相手方からの積極的な取組が見られている。株式会社光洋との販路拡大に関する協定では、実際の店舗での県産品の紹介や販売も行われ、関西での鳥取県の県産品の販売促進に大いに貢献してきたところである。当初は、県産品の販路開拓の必要性から県が主導して事業を進めてきたが、現在は、関西での販売ルートが一定程度定着している。

また、協定締結当初に定めた連携項目の一部であった派遣研修生の受け入れについては、その目的を達成したとして終了している。

県民への情報発信の状況は、協定の締結時には、いずれの協定も報道機関への資料提供やホームページ等で広報を行っている。

協定締結後の情報発信については、ホームページ上に特設ページを設けて、情報提供を行っているもの、SNSを用いて発信をしているもの等のほか、相手方の持つネットワークを用いて情報発信を行うもの、記念シンポジウムを開催するもの等があった。

【個別連携協定に基づく主な実績】

[美作大学・美作大学短期大学部]

- ・鳥取県の福祉・介護分野への高いUターン就職率

[大阪医科大学]

- ・県内の病院・薬局による合同企業説明会の実施

- ・大阪医科大学オープンキャンパスへの無料往復バスの運行、会場での鳥取県からの参加者向けの個別ツアー・説明会の実施

・高校生のための薬学部進学オンラインセミナーでの大阪医科薬科大学教授による講演
[ふなおか共生の里づくり活動]

- ・農山村アルバイトによる農地・農業用施設の管理・保全（草刈り、台風被害復旧作業等）
- ・田植え、稻刈り、キャベツや白ネギ収穫体験等のイベントの開催

[株式会社光洋]

- ・鳥取県フェアの開催、ピーコックストアでの年間を通じた商品棚の設置
- ・鳥取県の新規商品の取り扱い
- ・食のみやこ鳥取県に関するチラシの作成

[キャリア教育推進協力企業]

- ・総認定企業数 261 社 (R4 新規認定企業 3 社)
- ・取組実施企業数 137 社
職場体験 98 社、講師派遣 51 社、出前授業等 18 社、イベント実施 31 社

【実施できていない連携・協力項目】

[大阪医科薬科大学]

- ・県内の薬局・病院等と大学による活動に関するここと（協定締結以降未実施）

[ふなおか共生の里づくり活動]

- ・食と農の再生（令和3年度及び4年度実績なし）

（2）連携協定の実効性の確保の取組

実効性を確保するための意見交換やニーズ把握は、それぞれの協定による方法で行われている。

県外大学等との就職支援協定では、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構のコーディネーターが定期的に訪問、意見交換を行い、県の所管する機関とも情報を共有している。

企業等との連携でも必要に応じて意見交換が行われており、協定の目的を実現するためのアクションプランを作成し取り組まれているところもある。

併せて、関係機関との連携や情報共有も図られているが、キャリア教育協力推進企業認定制度については、他の部局や関係する経済団体などとの情報共有が不足していた。

（*高等学校課）

については、若者定着政策を担当する部局や労働雇用政策を担当する部局、中小企業の雇用等に關係する経済団体との連携を一層図られたい。

（3）連携協定締結による民間企業等との連携・協力についての課題の把握と対応状況

大学等の就職支援協定については、双方ともに特段の課題は認識されていない。しかし、薬剤師等の理系学生の県内就職数が少ない状況が続いている。（*人口減少社会対策課、医療・保険課）

については、協定相手方の大学等との連携を深めるとともに、理系学生の就職促進に向け、さらなる対策の検討を図られたい。

企業等との協定については、新型コロナウイルス感染症の影響による活動への影響はあったが、県の担当機関が協定自体に対する課題を認識していないものもあった。（*農地・水保全課）

については、連携協定相手方との情報共有や課題認識に一層努められたい。

第4 監査の結果概要

1 協定に係る連携・協力実績の状況（事務監査対象協定（50協定）の令和4年度の状況）

(1) 包括連携協定

事務監査を行った11協定は、県外大学と就職支援を中心に、大学の知見やシーズを本県の地域活性化に活かすことを目的としたものや、県内の大学等との総合的な連携・協力をしていくことを目的としたもの、民間企業がその業務において保有するノウハウや情報、組織、能力に対して、幅広く連携・協力を受け活用していくことを目的としているものであった。

協定の相手方である民間企業等は、CSR（社会的責任:Corporate Social Responsibility）として、地域課題の解決や連携による地域貢献を図っていくことで、事業等の拡大や効果の波及を目的としていると考えられる。また、大学等は、産学官連携等、本県との連携・協力による社会的評価に加え、学生の県内就職促進により大学への評価上昇の効果として入学生を確保できることへの期待もあると考えられる。

これらの協定のうち、令和4年度は10協定で連携・協力の実績があった。実績のなかつた1協定は、新型コロナウイルス感染症の影響での事業中止によるものであった。

実施された連携項目は57項目のうち29項目であり、実施率は50.9%であった。

(2) 災害対応協定

事務監査を行った20協定は、災害時の社会的重要インフラの維持・復旧を目的としたもの、災害時の復旧に必要な物資の運搬、集積、配布を迅速・適正に行うこと目的としたもの、災害時の生活関連物資等の確保を目的としたもの、災害時の帰宅困難者等の支援を目的としたもの、災害時の応急対策の実施を目的としたもの等がある。

相手方の目的としては、企業等の社会的責任や復旧作業等の円滑な実施のため等に加え、協定締結による地域貢献へのイメージ向上があると考えられる。

このうち、令和4年度に連携・協力の実績があったのは9協定で、半数以上の11協定で実績がなかつた。危機管理対策課は、10協定中9協定が実施されていたが、暮らしの安心推進課と警察本部会計課は、全て実績なしだった。

連携事項では、55項目のうち15項目が実施されており、実施率は27.3%であった。

(3) 個別連携協定

事務監査を行った19協定は、県内出身学生の就職支援を目的としたもの、農林水産業の振興と地域の環境保全を目的としたもの、販路拡大・県産品の需要拡大を目的としたもの、県内教育機関との連携や教育機関の保有する能力を社会に活用することなどを目的としたもの等があった。

相手方の協定締結の目的は、企業等のCSR向上や事業拡大への効果期待、学生確保等それぞれの事情により様々であるが、県・相手方双方にワインワインの関係が保たれている。

このうち、令和4年度は18協定で連携・協力の実績があった。

実施された連携項目は、52項目で、43項目が実施され、実施率は82.7%であった。

表4 事務監査対象協定（50協定）の令和4年度の協定に係る連携・協力実績の状況

協定の分類	合計(a)	実績の有る協定数(b) (実施率 b/a)	実績の無い協定数(c) (実施率 c/a)	連携・協力項目	
				全連携項目数(d)	実績有の項目数(e) (実施率 e/d)
包括連携協定	11	10 (90.9%)	1 (9.1%)	57	29 (50.9%)
災害対応協定	20	9 (45.0%)	11 (55.0%)	55	15 (27.3%)
個別連携協定	19	18 (94.7%)	1 (5.3%)	52	43 (82.7%)
合計	50	37 (74.0%)	13 (26.0%)	164	87 (53.0%)

2 監査結果

実地による事務監査結果（29 協定）の概要について、提出された監査資料により協定の分類ごとに次のとおり整理した。

（1） 包括連携協定

① 鳥取県と龍谷大学との連携に関する協定

1. 協定締結相手方	龍谷大学
2. 協定締結窓口機関	輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 人口減少社会対策課
3. 締結年月日	平成 22 年 7 月 14 日
4. 協定締結の背景	協定締結当時(平成 22 年)雇用情勢は厳しく、県内企業における人材確保に対する不安を抱いている企業が多くあった。 そのような中、県では県外大学等との連携協力を推進することにより、県内企業等への就職支援を進めることができることが喫緊の課題であった。 関西地区は、本県の県外進学高校生の約半数が進学する地域であり、その中でも県内進学者が多い関西圏の大学との人材確保等に関する連携が求められていた。
5. 協定締結相手方の選定理由	・県からの働きかけ ・県として人材確保への課題がある中、龍谷大学は、 県外進学高校生の約半数が進学する関西圏の大学のうち進学者数が最も多いこと（1 学年あたり 50 名程度） 大学内に理工、経済、経営、法学部等の 7 学部を設置する総合大学であり、県内企業が求める分野の人材育成を行っていること 等本県が求めるニーズに合致しており、協定締結を行ったもの
6. 締結の目的・必要性	鳥取県と龍谷大学とで連携協定を締結することにより、県内就職や県の活性化及び龍谷大の教育、研究、社会貢献活動の発展に寄与することを目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	① 就職支援に関する事項 大学、県、ふるさと鳥取県定住機構が連携して、とっとり就職カフェ等の学生への本県就職情報の提供・イベント等を実施し、本県への U ターン等へ結びつけにつながっている。 ② 産学官連携に関する事項（実績なし） ③ 世代間交流に関する事項 とっとりの集い（出身学生との交流会） ④ 生涯学習に関する事項（実績なし） ⑤ 地域の活性化に関する事項（実績なし） ・関西本部が HP で実績等の情報発信を行っている。
8. 実効性確保の取組	関西本部の大学連携コーディネーターと、県から若者県内就職支援強化事業の委託を受けているふるさと鳥取県定住機構の就職コーディネーター（大学連携担当）が協力して大学等との連携事業を実施。

② 鳥取県と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定

1. 協定締結相手方	第一生命保険株式会社
2. 協定締結窓口機関	総務部 行政体制整備局 行財政改革推進課
3. 締結年月日	平成 29 年 8 月 21 日
4. 協定締結の背景	<p>住み慣れた地域でいつまでも安心・安全に暮らし続けていくために、本県では、人と人との絆や「顔の見えるネットワーク」、多様な主体との連携により、地域でいきいきと安全に安心して暮らすことができる「共助のふるさと」を創る取組を続けてきた。地域の実情にあった地方創生を実現していくためには、行政のみならず、県民、NPO、住民団体、事業者等、様々な皆様との協力が不可欠であり、地域の特性を生かした魅力ある地域づくり活動、ネットワークづくりや人材育成等に関して、関係団体の意見を聞きながら協働・連携して進めていく必要がある。</p> <p>また、近年、企業における社会貢献意欲が高まっており、企業の強みや特徴を活かして地方自治体の取組みに協力する連携協定の締結に向けた提案・要請がみられるところである。</p> <p>こうした中、第一生命から健康増進・スポーツ振興・女性の活躍推進等の取組における連携について提案があり、平成 29 年 8 月 21 日に包括連携協定締結に至ったもの。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・第一生命とは提案以前から「がん検診推進パートナー企業」として連携の取組を行ってきたところ、本県との更なる連携を進め、あらゆる分野での相互連携・協働により鳥取県の活性化を目指したいとして包括連携協定の締結について提案をいただいた。検討を行ったところ、様々な年齢・職業の方や企業に対し「一生涯のパートナー」としてきめ細かなネットワークを有している点や、県内に 11 の営業拠点、約 240 名（※協定締結当時）の生涯設計デザイナーを有しており、これらの幅広いネットワーク・人的財産に強みがある点において、第一生命との連携が効果的と判断した。
6. 締結の目的・必要性	鳥取県及び第一生命が緊密な相互連携と協力により、健康増進・スポーツ振興・女性の活躍推進等の取組を実施することにより、地域の様々な課題に対応し、地域の活性化、県民サービスの向上を図ることを目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康を増進させるための支援に関すること がん検診推進パートナー企業として、がん検診受講推進チラシの作成。 ② スポーツ振興に関すること（実績なし） ③ 女性の活躍推進、結婚・子育て支援の推進に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・第一生命の「女性の就業意識アンケート」の項目に県の意見を反映。 結果は個人情報を除いて県に共有され、県施策の参考にする。 ・県内企業の女性活躍推進や多様な働き方推進の取組等の情報提供 ・イクボス・ファミボス宣言実施 ・えんトリー、事業所間交流等について、訪問先に対し、チラシ配布により周知 ・えんトリー一ポスター社内掲示 ・子育て隊に登録（活動内容：地域の子どもたちの見守り活動推進、子育てに参加しやすい職場環境づくり） ・子育て応援パスポート協賛店に登録（協賛内容：パスポートの提示でオリジナルグッズプレゼント） ④ 環境保全等の推進に関すること（実績なし） ⑤ その他、地域の活性化・県民サービスの向上に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・企業版ふるさと納税の寄附 ・第一生命保険㈱の取組とコラボしたとっとり花回廊の P R ・あいサポート企業認定 ・中山間集落見守り協定に基づき、地域の見守り活動を実施 ・とっとり移住応援メンバーズカードへの協賛（協賛内容：メンバーズカードの提示でオリジナルグッズプレゼント）
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課が相手方と連携をとって、セミナーの共同開催や県の取組の周知等を行っている。 ・協定窓口の行財政改革推進課は担当課から相談を受けたり、庁内で事業に協力できる企業の紹介を依頼されたりすることもある。

③ 鳥取県と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との地方創生に係る包括連携に関する協定

1. 協定締結相手方	損害保険ジャパン株式会社
2. 協定締結窓口機関	総務部 行政体制整備局 行財政改革推進課
3. 締結年月日	平成 28 年 9 月 8 日
4. 協定締結の背景	<p>住み慣れた地域でいつまでも安心・安全に暮らし続けていくために、本県では、人と人との絆や「顔の見えるネットワーク」、多様な主体との連携により、地域でいきいきと安全に安心して暮らすことができる「共助のふるさと」を創る取組を続けてきた。地域の実情にあった地方創生を実現していくためには、行政のみならず、県民、N P O、住民団体、事業者等、様々な皆様との協力が不可欠であり、地域の特性を生かした魅力ある地域づくり活動、ネットワークづくりや人材育成等に関して、関係団体の意見を聞きながら協働・連携して進めていく必要がある。</p> <p>また、近年、企業における社会貢献意欲が高まっており、企業の強みや特徴を活かして地方自治体の取組みに協力する連携協定の締結に向けた提案・要請がみられるところである。</p> <p>こうした中、損保ジャパンから鳥取県内トップシェアの損害保険会社として、地域と産業の安定的な繁栄を支援するノウハウを活かし、県民サービスの向上と地域の活性化に貢献するため、本県に地方創生に関する包括的連携について提案があり、平成 28 年 9 月 8 日に包括連携協定締結に至ったもの。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・損保ジャパンから本県に地方創生に関する包括的な連携について提案をいただき、検討を行ったところ、損害保険会社として介護・ヘルスケア部門に強みを持ち、美術財団・環境財団をはじめとしたグループ各社の総合力による幅広いノウハウを持っている点、それらを活かして社会貢献活動においても幅広い展開をしている点において、損保ジャパンとの連携が効果的と判断し、包括連携協定の締結に至った。
6. 締結の目的・必要性	本県及び損保ジャパンが緊密な相互連携と協力により、地方創生の推進に資する取組を実施することによって、地域の様々な課題に対応し、地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ol style="list-style-type: none"> ① N P O ・ボランティア活動の促進に関すること 公益財団法人 S O M P O 福祉財団 N P O 基盤強化資金助成「認定 N P O 法人取得資金」の助成の案内をしていただいた。 ② 地域福祉・子育て支援の推進に関すること とっとり子育て応援パースポーツへの協賛、とっとり子育て応援隊への登録 ③ 環境保全・環境教育活動の推進に関すること 琴浦町中村地内の「損保ジャパンとっとり共生の森」において、植樹、下草刈り、枝打ち、除伐を実施（参加者 17 名） ④ 観光の振興に関すること（実績なし） ⑤ 文化芸術の振興に関すること（実績なし） ⑥ 県産品の販路拡大・ブランド化に関すること（実績なし） ⑦ 地域の安心・安全に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の迅速化を図るために、災害時に損害保険会社が住家被害調査に使用しているシステムやノウハウに関して、意見交換を実施。 ・中山間見守り協定に基づく見守り実施 ⑧ 人材の育成に関すること（実績なし） ⑨ 県内企業の支援に関すること（実績なし） ⑩ その他、地域の活性化・県民サービスの向上に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり移住応援メンバーズカードへの協賛 ・県内企業の女性活躍推進や多様な働き方推進の取組等の情報提供
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課が相手方と連携をとって事業を進めている。 ・協定窓口の行財政改革推進課は担当課から相談を受けたり、府内で事業に協力できる企業の紹介を依頼されたりすることもある。

④ 包括連携に関する協定

1. 協定締結相手方	ヤマト運輸株式会社
2. 協定締結窓口機関	総務部 行政体制整備局 行財政改革推進課
3. 締結年月日	平成 27 年 2 月 12 日
4. 協定締結の背景	<p>住み慣れた地域でいつまでも安心・安全に暮らし続けていくために、本県では、人と人との絆や「顔の見えるネットワーク」、多様な主体との連携により、地域でいきいきと安全に安心して暮らすことができる「共助のふるさと」を創る取組を続けてきた。地域の実情にあった地方創生を実現していくためには、行政のみならず、県民、NPO、住民団体、事業者等、様々な皆様との協力が不可欠であり、地域の特性を生かした魅力ある地域づくり活動、ネットワークづくりや人材育成等に関して、関係団体の意見を聞きながら協働・連携して進めていく必要がある。</p> <p>こうした中、ヤマト運輸と鳥取県とは、平成 26 年に中山間集落見守り活動の協定を締結し、中山間地域で安心して生活できる地域づくりを協働で進めてきたところであるが、その後企業側から、中山間支援だけではなく、高齢者・独居者支援等他の様々な分野での連携についても提案があり、平成 27 年 2 月 12 日に包括連携協定締結に至ったもの。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・ヤマト運輸では積極的に自治体との連携を進めており、本県に対しても、当時締結していた中山間集落見守り活動の協定だけではなく、高齢者・独居者支援、災害時の緊急輸送支援等色々な分野について提携して事業を進めたいと包括連携協定の提案を受けて検討したところ、物流企業としてのネットワークを活かせる分野で強みがあるヤマト運輸との連携が効果的であると判断した。
6. 締結の目的・必要性	少子高齢化の進展、人口減少が続く状況下において、高齢者、障がい者、子ども、子育て世代等、支援を必要としている人を地域で支え、県民サービスの向上と地域の活性化につなげるために、地域をくまなく巡るネットワークサービスを有するヤマト運輸と包括連携協定を締結し、協働による安心・安全な地域づくりを進めることを目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<p>① 住民の暮らしの安全・安心に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期走行車両の路面振動データを活用した舗装劣化区間の抽出について実施検討するにあたって、意見交換を実施。 ・道路・河川等公共土木施設の異常・被害状況等の通報（通報実績なし） ・特殊詐欺の被害金と疑われる現金在中の宅配便の取扱いがされた場合に警察へ通報。 ・県警作成の声掛けチェックシートを用いた、関東圏に荷物を発送する高齢者への声掛けと注意喚起 ・送付型詐欺のアポ電入電時における情報の共有と警戒 ・災害時における緊急連絡の迅速かつ的確な実施の確保を目的とした緊急連絡訓練に参加いただいた。 <p>② 中山間支援に関する事項</p> <p>中山間集落見守り活動協定に基づく見守り実施</p> <p>③ 環境対策に関する事項（実績なし）</p> <p>④ その他県民サービスの向上・地域の活性化に関する事項（実績なし）</p>
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課が相手方と連携をとって事業を進めている。

⑤ 鳥取県と学校法人藤田学院との連携に関する協定

1. 協定締結相手方	学校法人藤田学院
2. 協定締結窓口機関	子ども家庭部 総合教育推進課
3. 締結年月日	平成 28 年 3 月 30 日
4. 協定締結の背景	鳥取看護大学が平成 27 年 4 月に開学し、鳥取短期大学も含め県との連携の広がりが一層期待できるため、協定を結びたいと学校法人藤田学院より提案があった。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手からの提案 ・藤田学院と鳥取県の緊密な連携協定により、連携の広がりが今後一層期待できると判断した。
6. 締結の目的・必要性	鳥取看護大学、鳥取短期大学が行う教育、研究及び社会貢献活動について連携することにより、地域の将来を担う優秀な人材の育成、地域の活性化、地域住民の健康な暮らし等に資する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<p>連携・協力事項の令和 4 年度実績は下記のとおり。</p> <p>① 福祉、医療、健康、教育等の分野での人材育成と若者の県内定着に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光人材育成を目的とした寄付講座を国際文化交流学科で実施し、観光的視点を持って地域で活躍する人材を育成。 ・IT 利用人材の育成を目的とした課題解決型授業を生活学科情報・経営専攻で実施し、地域産業全般に求められる IT 利用力を持った人材を育成。 <p>② まちの保健室を中心とした県民への健康情報の提供、気軽に相談できる体制づくり、地域との関わりの視点を持った人材の育成に関する事項</p> <p>地域住民の健康サポートに役立てる「まちの保健室」を県内各地で開催。</p> <p>③ 県内の保育・幼児教育体制の充実に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内高校を卒業した鳥短入学者に対する修学資金貸付制度（県独自制度）や鳥取短期大学の保育実習強化に向けた教員体制充実のための人件費を支援。 ・保育士確保を促進するため、鳥取短期大学が学生に対して行う保育所等への就職を促す取組を支援。 ・保育従事者（保育士以外）を対象に保育・幼児教育の質の向上を図る研修を実施。 <p>④ 学生等による地域活動の展開、地域と学生との交流の場の提供等を通じた多世代交流の推進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災活動を担う人材育成の一環で防災士の養成支援を行っている。令和 4 年度は 16 名（鳥取看護大学 13 名、鳥取短期大学 3 名）の防災士を養成。 <p>⑤ 北東アジアを中心とした国際交流の推進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 2 月 15 日に開催された異文化交流へ中国国際交流員を派遣、クイズや意見交換を通して、中国に関する情報を中心に文化交流を実施。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大学から得た情報を随時関係課へ共有するほか、年 1 回、「県と鳥取看護大学・鳥取短期大学との連携協議会」を開催。 ・開催前には府内・大学で議題募集している。協議を行うとともに、実行に向けて進捗の把握、情報共有を行っている。

⑥ 鳥取大学と鳥取県の連携に関する協定

1. 協定締結相手方	国立大学法人鳥取大学
2. 協定締結窓口機関	子ども家庭部 総合教育推進課
3. 締結年月日	平成 25 年 1 月 21 日
4. 協定締結の背景	鳥取県と鳥取大学は、それぞれが持つ知的・人的・物的資源を有効に活用し、連携強化を一層図ることで、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展に寄与すべく、取り組みを進めてきていた。協定締結前までも、医療、防災、職員交流など個別の様々な分野で協定を結び、また、県庁全体で、あるいは各部局・総合事務所ごとに意見交換会を開催する等、連携を密にしてきていたが、相互のさらなる連携・発展を期するため、県と大学の間で包括的な連携協定を結びたいとの提案が鳥取大学からあつた。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・県と鳥取大学との包括的な連携について、鳥取大学側から連携の提案があり、検討したところ、鳥取大学と鳥取県の緊密な連携協定により、個性ある豊かな地域社会の形成と発展に寄与できると判断した。
6. 締結の目的・必要性	地域の課題に対応し、個性ある豊かな地域社会の形成と発展に寄与する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度実績・成果	<p>連携・協力事項の令和 4 年度実績は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学が行う教育・研究及び地域貢献事業に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る医療体制整備にあたり、鳥取大学医学部及び附属病院と、入院患者の受入れ、行政検査、各種会議での助言や感染発生施設の実地指導等、様々な取組を連携・協力して実施。 ・県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等のため、県からの寄付講座「臨床感染症学講座」を医学部に設置。 ・地方創生人材の育成・定着促進のため、人材育成として、地域志向科目の履修や、学生と地域・企業とのマッチング等としてインターンシップやシャトル便による企業見学を実施。 ② 県が行う地域活性化、産業の振興、地域医療の充実、教育・文化の振興及び人材の育成に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学工学部の博士後期課程の学修証明プログラム「工学エキスパート養成プログラム」を受講する県内企業に対する授業料等の支援制度「鳥取県工学エキスパート育成支援補助金」を開始。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県、大学で地域課題等について議題募集し、「鳥取県と鳥取大学との連携協議会」を年 1 回開催し、幹部同士が協議を行うとともに、実行に向けて進捗の把握、情報共有を行っている。 ・大学から得た情報を隨時関係課と共有している。

⑦ 鳥取県と株式会社モンベルとの連携と協力に関する包括協定

1. 協定締結相手方	株式会社モンベル
2. 協定締結窓口機関	西部総合事務所 県民福祉局 西部商工観光課
3. 締結年月日	平成 29 年 10 月 7 日
4. 協定締結の背景	平成 30 年度には「伯耆国「大山開山 1300 年祭」「第 3 回「山の日」記念全国大会 in 鳥取」の開催が予定されており、広く国内外に PR する必要があった。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・株式会社モンベルの辰野会長は 30 年来の大山登山ファンで、自らガイドとしてモンベルクラブ会員を連れて毎冬、大山登山ツアーを催行されていた。皆生温泉旅館組合の未来ビジョン戦略アドバイサーの山田桂一郎氏がエコツーリズム導人のため、平成 18 年秋に、辰野会長を大山、皆生の観光関係者に紹介され、皆生温泉の新たなツアープログラムとして、株式会社モンベルの全面協力によるシーカヤックを導入(インストラクター養成を含む)。 皆生温泉旅館組合の旅館菊乃家の女将が辰野会長及び辰野会長婦人と高校の同窓生という縁もあり、平成 20 年 7 月にモンベルクラブ大山店出店、米子・大山観光大使に就任された辰野会長の「観光大使として誘客で地域貢献したい」との思いから、全国で初めての SEA TO SUMMIT 「皆生・大山 SEA TO SUMMIT」が平成 21 年 9 月に開催されるなど、当地におけるアウトドアスポーツの先鞭をつけた企業であることが大きな理由。
6. 締結の目的・必要性	国内最大のアウトドア総合メーカーである株式会社モンベルのアウトドアに対する深い知見を活用し、大山を中心とした西部圏域のアウトドアスポーツ、アウトドアツーリズムの魅力増進につなげ、モンベルのブランドを活用した情報発信により、西部圏域のアウトドアツーリズム地域としての知名度を向上させ、県外からの観光客の誘客につなげる。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	新型コロナウィルス感染症のため令和 2 年度から 4 年度まで実績なし。
8. 実効性確保の取組	実績なし。

(2) 災害対応協定

① 災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定

1. 協定締結相手方	鳥取いなば農業協同組合
2. 協定締結窓口機関	危機管理部 危機管理政策課
3. 締結年月日	平成 15 年 8 月 21 日
4. 協定締結の背景	平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災では、支援物資の集積所を市役所・区役所等としたため交通渋滞を招いたり、避難所に物資が必要以上に集積されたため避難住民の生活スペースを圧迫する等、災害応急対策に支障が生じた。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・大規模災害時の被災者への支援物資の拠点として、以下の要件を具備する農業協同組合保有の施設が適していると判断したため。 <ul style="list-style-type: none"> ① 中心市街地を避けて立地していること ② 避難場所と重複しないこと ③ 主要幹線道路にアクセスする良好な進出入路を有していること ④ 大型車両 10 台以上の駐車スペースがあること ⑤ 積み卸しのための機材がある、あるいは調達できること。また、保管スペースにトラック等を横付けすることができ、物資の搬出入の作業が容易なこと ⑥ 救援物資等を一時集積するための十分な保管スペースを有すること ⑦ 事務所棟が設置されているもの ⑧ 24 時間使用可能であること
6. 締結の目的・必要性	鳥取県内で大規模な災害が発生した場合に、被災者への支援物資の集配施設として遊休状態にある農協施設等を活用することにより、円滑かつ迅速な災害応急対策活動の支援に資すること。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練への参加（情報伝達訓練） ・災害時に利用可能な農協施設（候補）について 3 農業協同組合の 19 施設（選果場など）をリストアップ。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月の応援要請訓練において担当者や連絡先の確認を行っている。 ・鳥取県震災対策アクションプランを策定。

② 災害等発生時相互協力に関する協定

1. 協定締結相手方	西日本旅客鉄道株式会社、各市町村
2. 協定締結窓口機関	危機管理部 危機管理政策課
3. 締結年月日	平成 25 年 12 月 3 日
4. 協定締結の背景	平成 22 年度の豪雪時に乗客が長時間、列車内に滞在する事になった状況を踏まえ、今後、情報の共有や施設の利用に関して相互応援を行う事が重要であると考えたことによる。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・平成 22 年度の年末年始の大雪により鉄道・道路ともに長時間不通となり、住民が列車内で長時間過ごさざるを得ない状況となった。これを教訓として、今後、災害発生時に備えて予め避難・救助等に関して相互に協力できる体制を整備するため、先方より協定締結の提案があった。利用者も多く、災害発生時に避難・救助等を行うことは重要であることから、結論に至った。
6. 締結の目的・必要性	西日本旅客鉄道株式会社が行う業務は地域と密接に関わるものであり、観光面や災害発生時の連携等について定例的に県と西日本旅客鉄道株式会社との間で意見交換が行われていた。平成 25 年 5 月 28 日に西日本旅客鉄道株式会社米子支社と鳥取県で、観光をはじめとした地域振興策の検討及び解決に向けた協働の取り組みをさらに推進するため、「連携会議」を設置し、調印式を実施し、連携事項を確認した。平成 22 年時の豪雪事件の対応も踏まえ、「地域の暮らしの安全・安心の確保に関すること」が連携事項として規定されている。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・連携・協力事項である「災害等発生時相互協力」の令和 4 年度実績は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の災害情報等の提供（県→西日本旅客鉄道株式会社） 災害発生時の鉄道運行情報等の提供（西日本旅客鉄道株式会社→県） ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練への参加（情報伝達訓練）
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・『鳥取県・西日本旅客鉄道株式会社米子支社との「災害時 24 時間ホットライン」について』を策定している。 ・連絡体制フロー（①情報（被害情報、運行情報等）の流れ②要請の流れ）を作成している。 ・毎年 1 月の応援要請訓練において担当者や連絡先の確認を行っている。

③ 災害時における電力供給のための連携等に関する協定

1. 協定締結相手方	中国電力株式会社鳥取支社
2. 協定締結窓口機関	危機管理部 危機管理政策課
3. 締結年月日	令和2年1月28日
4. 協定締結の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年台風第15号により、千葉県においては倒木等に起因する大規模、長期間の停電が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼすこととなった。 ・令和元年台風第19号による被害で、本県でも塩害により大規模な停電が発生したことから、令和元年10月16日に中国電力株式会社に対して停電対策についての緊急申し入れを行い、その中で「停電対策に早急に取り組むため、県と情報共有、道路啓開作業の円滑化等を盛り込んだ協定を締結すること」を求めたもの。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・令和元年10月16日に中国電力株式会社に対して停電対策についての緊急申し入れを行い、その中で「停電対策に早急に取り組むため、県と情報共有、道路啓開作業の円滑化等を盛り込んだ協定を締結すること」を求めたもの。
6. 締結の目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に備え、平時からそれぞれの緊急連絡先を共有するとともに、電力設備の減災に資する取組みを行う。 ・広範囲の長時間停電(以下「大規模停電」。)の発生のおそれがある場合、又は大規模停電が発生した場合における情報共有、早期復旧のために行う停電復旧作業(以下「復旧作業」という。)及び復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物の除去等の作業における連携等を行う。.
7. 協定に係る連携・協力事項の令和4年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練への参加(情報伝達訓練)
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には中国電力株式会社とのオンライン会議の常時接続により情報共有を行っている。 ・毎年1月の応援要請訓練において担当者や連絡先の確認を行っている。 ・鳥取県震災対策アクションプランを策定。

④ 防災活動における鳥取県と鳥取県技術士会の相互協力に関する基本協定

1. 協定締結相手方	公益社団法人日本技術士会（鳥取県技術士会の解散に伴い承継）
2. 協定締結窓口機関	危機管理部 危機管理政策課
3. 締結年月日	平成 18 年 8 月 19 日
4. 協定締結の背景	<p>平成 16 年の台風の頻発や智頭町市瀬地内の地すべり災害等、大規模災害が頻発しており、災害対応や復旧に当たり建設・農林災害などの専門的知見が必要とされていた。</p> <p>また、災害発生時に適切な避難行動がとれるよう、県民の防災意識を高める必要があった。.</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・その他（有資格者の団体であり他に該当する者がいない） ・技術士法に基づいて行われる国家試験に合格し登録する技術士の団体であり、各分野における科学技術に関する高度な応用能力を備えていると認められる。
6. 締結の目的・必要性	県内で災害がおきた場合に災害から県民を守るために、技術士会の持つ専門的な知識・経験・情報に基づく高度な技術力を活用する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練（情報伝達訓練）への参加を要請しているが、令和 4 年度は不参加。 ・令和 4 年度実績はないが、防災士育成研修の講師としても協力している。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月の応援要請訓練において担当者や連絡先の確認を行っている。 ・鳥取県震災対策アクションプランを策定。

⑤ 災害時における帰宅困難者支援に関する協定

1. 協定締結相手方	株式会社ファミリーマート
2. 協定締結窓口機関	危機管理部 危機管理政策課
3. 締結年月日	平成 21 年 3 月 30 日
4. 協定締結の背景	<p>○中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾北部地震(M7.3)が正午に発生した場合の帰宅困難者は、約 650 万人に上ると予測されている。 <p>○帰宅困難者対策「首都直下地震対策大綱」</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一斉帰宅行動者を減らす対策 (2) 安否確認システムの活用 (3) 徒歩帰宅支援及び搬送 <p>地方公共団体は、避難所指定のされていない公共施設を帰宅困難者の一時休憩施設として整備するほか、駅、郵便局、コンビニ、ガソリンスタンド等において飲料水、トイレ、交通情報の提供を行うよう体制を整備する。</p> <p>(4) 周辺地域の救援活動</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・日本フランチャイズチェーン協会に加盟しており、県内に店舗数が多く、幹線道路沿い等立地にも恵まれていること。
6. 締結の目的・必要性	地震などの大規模災害が発生し交通が途絶した場合に、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩等で帰宅することが予想される。これら帰宅困難者に対し、県内に店舗数も多く、立地にも恵まれたコンビニ、大手飲食店が帰宅支援を行うことを目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練への参加（情報伝達訓練）
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月の応援要請訓練において窓口担当者や連絡先の確認を行っている。 ・鳥取県震災対策アクションプランを策定。 ・支援ステーション協力店舗はステッカーを掲出する。

⑥ 災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定

1. 協定締結相手方	一般社団法人鳥取県トラック協会・鳥取県倉庫協会
2. 協定締結窓口機関	危機管理部 危機管理政策課
3. 締結年月日	平成 30 年 3 月 30 日
4. 協定締結の背景	大規模災害時の救援物資の中継・配分を迅速的確に行うためには、緊急輸送に係る車両、人(物流専門家を含む)、施設(災害時物流拠点)が必要となることから、民間物流事業者と連携して災害時物流体制の実効性を確保することを目的として、県内の民間物流事業者を協会員とする一般社団法人トラック協会及び鳥取県倉庫協会と三者協定を締結。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・民間物流事業者と連携して災害時物流体制の実効性を確保することができる、県内の民間物流事業者を協会員とする一般社団法人トラック協会及び鳥取県倉庫協会を選定。
6. 締結の目的・必要性	大規模災害時の救援物資の中継・配分を迅速的確に行うためには、緊急輸送に係る車両、人(物流専門家を含む)、施設(災害時物流拠点)が必要となることから、民間物流事業者と連携して災害時物流体制の実効性を確保することを目的として、県内の民間物流事業者を協会員とする一般社団法人トラック協会および鳥取県倉庫協会と三者協定を締結。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練への参加（情報伝達訓練） ・令和 4 年度は鳥取県広域物資オペレーション訓練へも参加
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月の応援要請訓練において担当者や連絡先の確認を行っている。 ・鳥取県震災対策アクションプランを策定。

⑦ 災害時における生活関連物資の調達に関する協定

1. 協定締結相手方	株式会社アベ鳥取堂
2. 協定締結窓口機関	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課
3. 締結年月日	平成 12 年 6 月 30 日
4. 協定締結の背景	阪神・淡路大震災等を契機に、国や各自治体が災害に対する危機管理体制の整備を進める中、本県においても、被災者の救済及び県民生活の早期安定等の体制整備をより強化しようと努めているところであった。特に、食料品や日用品等の生活支援物資については、緊急かつ大量調達を必要とする可能性があるため、あらかじめ複数事業者と連携協定を締結し、有事に備える必要があった。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・災害時において、食料品や日用品等の生活支援物資については、緊急かつ大量調達を必要とする可能性があるため、必要物資を一定規模提供できる事業者であることが望ましいと考え、県内の第 1 種大規模小売店舗事業者及び大手弁当調整事業者等を対象とし、複数事業者に協力依頼を行ったところ、相手方から承諾を得られたため協定締結に至った。
6. 締結の目的・必要性	災害時(鳥取県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。鳥取県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。)において、生活関連物資を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練を実施。 ・協定を結んだのはくらしの安心推進課ではあるが、県として災害時の食料の手配は農林水産部農業振興局生産振興課の担当であり、訓練も生産振興課が対応している。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月の応援要請訓練の前に担当者の確認を生産振興課が行っている。

⑧ 災害時における生活関連物資の調達に関する協定

1. 協定締結相手方	流通株式会社
2. 協定締結窓口機関	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課
3. 締結年月日	平成 13 年 3 月 21 日
4. 協定締結の背景	阪神・淡路大震災等を契機に、国や各自治体が災害に対する危機管理体制の整備を進める中、本県においても、被災者の救済及び県民生活の早期安定等の体制整備をより強化しようと努めているところであった。特に、食料品や日用品等の生活支援物資については、緊急かつ大量調達を必要とする可能性があるため、あらかじめ複数事業者と連携協定を締結し、有事に備える必要があった。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・災害時において、食料品や日用品等の生活支援物資については、緊急かつ大量調達を必要とする可能性があるため、必要物資を一定規模提供できる事業者であることが望ましいと考え、県内の第 1 種大規模小売店舗事業者及び大手弁当調整業社等を対象とし、協定を締結してきたところであるが、さらに幅広い業種を対象に協力依頼を行ったところ、相手方から承諾を得られたため協定締結に至った。
6. 締結の目的・必要性	災害時(鳥取県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。鳥取県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。)において、生活関連物資を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練を実施。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月の応援要請訓練の前に担当者の確認を行い、各協定締結先の担当者・連絡先一覧を修正している。 ・訓練では各協定締結先に提供可能物資の品目・数量を回答してもらい、それを取りまとめて危機管理部危機管理政策課に回答。その一覧を災害時に使用する。

⑨ 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

1. 協定締結相手方	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合
2. 協定締結窓口機関	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課
3. 締結年月日	平成 23 年 1 月 31 日
4. 協定締結の背景	阪神・淡路大震災等を契機に、国や各自治体が災害に対する危機管理体制の整備を進める中、本県においても、被災者の救済及び県民生活の早期安定等の体制整備をより強化しようと努めているところであった。当初は、食料品や日用品等を中心に協定締結を進めていたが、さらなる整備強化のために、幅広く災害時に協力可能な業者と協定を締結する必要があった。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・平成 20 年 8 月から、鳥取県生活衛生営業指導センター(当時理事長:正田眞弓氏)の発起で各生活衛生同業組合が参画し、「災害時支援体制研究・検討会」を立ち上げ、災害時における被災者の支援に関する協定(以下「協定」という。)について検討を重ねてきた。その後、平成 22 年 12 月に、旅館組合を含む各生活衛生同業組合より、当課に正式に協定締結の申し入れがあり、協定締結に至った。いわゆる物品の提供に加え、業界によっては、宿泊施設や、浴場、クリーニング事業の提供等、さらに幅広い分野での災害への備えができると判断した。
6. 締結の目的・必要性	災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員が所有する旅館、ホテル等の宿泊施設を、被災した災害時要援護者等の避難場所として活用する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練を実施。 ・「必要な物資」については都度に見直しを実施。年 1 回の訓練時には物資提供の訓練のみで、宿泊場所提供に関する訓練は行っていない。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 5 月時点の組合員名簿を入手し、最新の担当者・連絡先の情報は確保している。 ・組合事務局には専任の担当者が 1 名。緊急時には、理事長又は事務局の担当者に連絡する体制となっている。 ・災害待機担当者には連絡先一覧を渡し、万が一に備えている。

⑩ 災害時における物資供給に関する協定

1. 協定締結相手方	N P O 法人コメリ災害対策センター
2. 協定締結窓口機関	生活環境部 くらしの安心局 くらしの安心推進課
3. 締結年月日	平成 23 年 3 月 16 日
4. 協定締結の背景	阪神・淡路大震災等を契機に、国や各自治体が災害に対する危機管理体制の整備を進める中、本県においても、被災者の救済及び県民生活の早期安定等の体制整備をより強化しようと努めているところであった。特に、食料品や日用品等の生活支援物資については、緊急かつ大量調達を必要とする可能性があるため、あらかじめ複数事業者と連携協定を締結し、有事に備える必要があった。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・平成 22 年 12 月に NPO 法人コメリ災害対策センターから災害時における物資協定に関する協定締結についての申し入れがあり、協議を重ねたところ日用品を中心に幅広い物資の提供が可能であることから、協定を締結することで、一層災害への備えが強化できると判断した。
6. 締結の目的・必要性	災害時(鳥取県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。鳥取県外の災害救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。)において、生活関連物資を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に災害時応援協定に基づく応援要請訓練を実施。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月の応援要請訓練の前に担当者の確認を行い、各協定締結先の担当者・連絡先一覧を修正している。 ・訓練では各協定締結先に提供可能物資の品目・数量を回答してもらい、それを取りまとめて危機管理部危機管理政策課に回答。

⑪ 災害時における応急対策業務等に関する協定

1. 協定締結相手方	一般社団法人鳥取県西部建設業協会
2. 協定締結窓口機関	西部総合事務所 米子県土整備局
3. 締結年月日	令和2年6月25日
4. 協定締結の背景	<p>近年の地球温暖化に起因する集中豪雨等の発生により、災害の頻発化と激甚化が進んでおり、毎年のように国内外で多くの自然災害が発生している。一度、災害が発生すれば、重要な社会基盤インフラの損失による地域経済への損失も大きく、早期の災害復旧や応急対策が必要となる。</p> <p>県では、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定」を一般社団法人鳥取県建設業協会と平成13年2月2日(令和2年4月1日改定)に締結しており、この協定を実施するために必要な細目について、各県土整備事務所・整備局と各地区の建設業協会と細目協定を締結している。</p> <p>地震、風水害等の災害が発生した場合、又はその恐れがある場合において、この協定が発動される。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	県の「災害時における応急対策業務等に関する基本協定」第7条に基づく、該当地域における建設業協会
6. 締結の目的・必要性	災害時における県民の生命、身体及び財産の安全と生活を確保するため、人命救助のための障害物の除去、日常生活に著しい障害を及ぼす障害物の撤去及び道路、河川等の公共施設の機能の確保及び回復等、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するよう、県と建設業界との協力体制を構築するため。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和4年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は協定で対応する災害対応実績はなし。 ・令和3年度は南部町阿賀の大谷川での応急対策工事対応あり。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県土整備部技術企画課が災害時応急業務協定に係る出動フローを作成し、災害発生時に備えている。 ・協定により、毎年4月1日時点の応援対策業務等協力会社名簿の報告がある。名簿で地区割が設定されており、災害時に速やかに対応できるようになっている。

⑫ 災害時における警察活動に必要な物資の調達に関する協定

1. 協定締結相手方	株式会社ナンバ
2. 協定締結窓口機関	警察本部 会計課
3. 締結年月日	平成 25 年 8 月 28 日
4. 協定締結の背景	東日本大震災発生時の東北地方 3 県の警察活動の教訓として、災害下における生活関連物資確保の困難性が挙げられたこと。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・特定の店舗が被災した場合においても、他店舗等からの応援体制が期待できる業態を有する次の 1 又は 2 に該当する企業・団体へ働きかけを行った。 <ul style="list-style-type: none"> 1 県内に複数の店舗を展開している 2 本社や流通拠点を県外に有する
6. 締結の目的・必要性	災害時に各種警察活動に必要な物資の確保が困難な場合が想定されることから、企業・団体と協力体制を構築し、災害時の円滑な警察活動を確保することを目的としている。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月に実施する災害時応援協定に基づく応援要請訓練は、鳥取石油商業組合を対象に実施しており、その他の災害対応協定締結先とは訓練を実施していない。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協定締結先のカテゴリ別窓口一覧を作成（令和 5 年 8 月に更新）。

(3) 個別連携協定

① 鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び美作大学・美作大学短期大学部等の就職支援に関する連携協定

1. 協定締結相手方	美作大学・美作大学短期大学部、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
2. 協定締結窓口機関	輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 人口減少社会対策課
3. 締結年月日	平成 28 年 8 月 25 日
4. 協定締結の背景	<p>協定締結当時(平成 28 年)リーマンショック後の景気の回復に伴い雇用情勢が改善、多くの企業が大学新卒者の採用を拡大しており、地方出身学生の大都市圏での就職意識も高くなっている時期であった。</p> <p>こうした中で、鳥取県と中国地方の大学が就職支援協定を締結し、連携して学生の地元就職意識を向上させる取組みを行っていることが、協定大学のUターン就職率の上昇に貢献しているものと考えられる。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・県として人材確保への課題がある中、美作大学、美作短期大学部は、 <ul style="list-style-type: none"> ①児童、福祉、食物等の専攻があり、鳥取県出身学生が 100 名を超える在籍していること ②保育、介護人材は本県でも人材不足の分野であるため、県内就職を促進するために、就職支援協定の締結が必要となる 等本県が求めるニーズに合致しており、美作大学・美作短期大学部との協定締結を行ったもの。
6. 締結の目的・必要性	鳥取県と美作大学・美作短期大学部とで連携協定を締結することにより、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の就職支援に関する事 大学、県、ふるさと鳥取県定住機構が連携して、次の事業を実施することで、学生への本県就職情報の提供・イベント等を実施し、本県へのUターン等へ結びつけにつながっている。 <ul style="list-style-type: none"> ①とつとり就活懇談会（オンライン） ②福祉の求人情報毎月提供 ③県内企業と大学関係者との情報交換会（参加）ほか ・個別事業の実施に合わせて、ふるさと鳥取県定住機構のホームページで情報発信を行っている。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと鳥取県定住機構の大学連携コーディネーターが定期的に大学を訪問し意見交換しながら事業を進めている。

② 鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び神戸学院大学の就職支援に関する連携協定

1. 協定締結相手方	神戸学院大学、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
2. 協定締結窓口機関	輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 人口減少社会対策課
3. 締結年月日	平成 26 年 2 月 22 日
4. 協定締結の背景	<p>協定締結当時(平成 26 年)の企業の求人状況は全国的に拡大傾向にあり、特に関西圏では大手をはじめとする企業の学生に対する求人が拡大し、地方への就職を促進することは困難な状況となってきた。</p> <p>こうした状況では、学生に対し県内の企業等の情報を周知する方法は限られるが、そのような中で大学との就職支援協定は、大学の持つ多くの媒体やネットワークも活用しながら、学生やその保護者に対し、県内就職やとっとり暮らしに関するより多くの有用な情報を直接伝えられる大きなメリットがある。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・神戸学院大学は関西圏で多くの県出身在籍者数を誇り、法・経済・経営・人文の文系学部のほか、総合リハビリテーション・栄養・薬学といった県内大学には無い学部を有し、また従来から県出身学生のUターン就職率も高い。特に、県内からの高い求人ニーズのある福祉・医療系に対応した学生の育成、輩出が可能。
6. 締結の目的・必要性	鳥取県と神戸学院大学とで連携協定を締結することにより、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援に関すること 大学、県、ふるさと鳥取県定住機構が連携して、とっとり就職カフェなどの学生への本県就職情報の提供・イベント等を実施し、本県へのUターン等へ結びつけにつながっている。 ・鳥取県関西本部のホームページで情報発信を行っている。
8. 実効性確保の取組	関西本部の大学連携コーディネーターと、県から若者県内就職支援強化事業の委託を受けているふるさと鳥取県定住機構の就職コーディネーター(大学連携担当)が協力して大学等との連携事業を実施。

③ 鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び同志社大学の就職支援に関する連携協定

1. 協定締結相手方	同志社大学、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
2. 協定締結窓口機関	輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 人口減少社会対策課
3. 締結年月日	平成 27 年 7 月 16 日
4. 協定締結の背景	<p>協定締結当時(平成 26 年)の企業の求人状況は全国的に拡大傾向にあり、特に関西圏では大手をはじめとする企業の学生に対する求人が拡大し、地方への就職を促進することは困難な状況となっていました。</p> <p>こうした状況では、学生に対し県内の企業等の情報を周知する方法は限られるが、そのような中で大学との就職支援協定は、大学の持つ多くの媒体やネットワークも活用しながら、学生やその保護者に対し、県内就職やとつとり暮らしに関するより多くの有用な情報を直接伝えられる大きなメリットがあった。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・同志社大学は関西圏で多くの県出身在籍者数を誇り、将来的な県内就職が期待されること、理学部、スポーツ健康科学部、生命医科学部といった理系学部を有しており、Uターン就職率の低い理工系学生への働きかけにもつながるものであるため。
6. 締結の目的・必要性	鳥取県と同志社大学とで連携協定を締結することにより、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援に関すること 大学、県、ふるさと鳥取県定住機構が連携して、学生への本県就職情報の提供・とつとり就職ゼミナール、とつとり就活アカデミーなどのイベント等を実施し、本県へのUターン等へ結びつけている。 ・鳥取県関西本部のホームページで情報発信を行っている。
8. 実効性確保の取組	関西本部の大学連携コーディネーターと、県から若者県内就職支援強化事業の委託を受けているふるさと鳥取県定住機構の就職コーディネーター(大学連携担当)が協力して大学等との連携事業を実施。

**④ 鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構及び学校法人コンピュータ総合学園
神戸電子専門学校の就職支援に関する連携協定書**

1. 協定締結相手方	学校法人コンピュータ総合学園神戸電子専門学校、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
2. 協定締結窓口機関	輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 人口減少社会対策課
3. 締結年月日	平成 28 年 9 月 20 日
4. 協定締結の背景	<p>協定締結当時(平成 26 年)の企業の求人状況は全国的に拡大傾向にあり、特に関西圏では大手をはじめとする企業の学生に対する求人が拡大し、地方への就職を促進することは困難な状況となってきている。</p> <p>特に鳥取県の産業発展に不可欠な IT 人材の確保は喫緊の課題となっており、IT 専門学校卒業生の本県就職が求められている。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・神戸電子学院は IT 人材に特化した専門学校であり、毎年多くの学生が鳥取県から入学(平成 28 年: 45 人(28 年進学者数では大学を含めても第 1 位)、27 年:20 人、26 年:37 人)している。 就職支援協定を締結することにより、U ターン就職に向けた働きかけにもつながるものであるため。 .
6. 締結の目的・必要性	鳥取県と神戸電子専門学校とで連携協定を締結することにより、鳥取県の地域経済を支える人材の育成及び確保を目的とする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・連携・協力事項の令和 4 年度実績は下記のとおり。 就職支援に関するこ 大学、県、ふるさと鳥取県定住機構が連携して、とつとり就職ぜみなーる、とつとり就活アカデミーなどの学生への本県就職情報の提供・イベント等を実施し、本県への U ターン等へ結びつけにつながっている。 ・鳥取県関西本部の H P で情報発信を行っている。
8. 実効性確保の取組	関西本部の大学連携コーディネーターと、県から若者県内就職支援強化事業の委託を受けているふるさと鳥取県定住機構の就職コーディネーター(大学連携担当) が協力して大学等との連携事業を実施。

⑤ 大阪医科薬科大学、鳥取県及び公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構の就職支援に関する協定

1. 協定締結相手方	学校法人大阪医科薬科大学・公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構																				
2. 協定締結窓口機関	福祉保健部 健康医療局 医療・保険課																				
3. 締結年月日	平成 30 年 4 月 19 日																				
4. 協定締結の背景	<p>地域におけるかかりつけ薬剤師・かかりつけ薬局や、病院における病棟薬剤師等、薬剤師に求められる役割が広がる一方で、地域間の薬剤師偏在により、地方では人材確保が難しい状況である。</p> <p>また、当課が実施した「薬剤師の採用状況等に係る調査」(県内の病院・薬局を対象)によると、令和 4 年調査では「将来的（5 年以内）に必要な薬剤師数」が増加しており、薬剤師が担う業務範囲の拡大に伴い、必要とされる薬剤師数も増加しているものと考えられる。</p>																				
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 相手方からの提案 就職支援について、大阪医科薬科大学側から連携の申し出があり、長期的な取組みとして、大学における特別奨学金に鳥取県枠の設置を目指すことを提案いただき、県内高校生の薬学部進学を後押しするのに有効であると考えられる。 また、当該大学には、本県から毎年複数名が進学しており（当時の直近 5 年間で 14 名が進学）、本県出身学生の薬学部への進学先としては、協定締結当時で全国 75 校ある薬学部のうち 4 番目に多い。よって、本県出身学生の薬剤師育成に大変貢献していただいている、協定締結を経て協働で施策を実行することで得られる効果が大きいものと判断した。 																				
6. 締結の目的・必要性	鳥取県内において薬剤師数が慢性的に不足している状況であり、このような状況を解消するための一助として、本県から進学者数の多い大阪医科薬科大学と連携し、薬学生の IJU ターン促進を図ることを目的としている。また、医療従事者の育成・確保に特化した医療系大学との協定であることから、総合大学との就職支援協定とは異なり、薬学生の実情に応じた IJU ターン促進への取組みを行うことが可能となるため、当該大学との連携協定の締結が必要である。																				
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県内からの進学実績（直近 10 年分） <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr> <td>6</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>5</td><td>7</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">➡ 協定締結後</p> <ul style="list-style-type: none"> 本大学から鳥取県内に IJU ターンにより就職した実績は、現状把握していない。 協定締結に当たり、大学から長期的な取組として「大学の特別奨学金に鳥取県枠の設置を目指す」という提案があった。今のところ実現していないが、大学側の予算及び裁量において実行される施策であることから、その実現見通しについて担当課としては確認していない。 「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」の薬剤師の活用状況 認定者数：125 人 県内就職者数：82 人（令和 5 年 8 月末時点） 	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	6	1	1	2	4	2	5	7	3	4
H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5												
6	1	1	2	4	2	5	7	3	4												
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍で協定書どおりの活動ができない場合があるが、適宜オンラインを活用し、その時にできる活動を行っている。 学内に鳥取県人会があり、大学からの働き掛けにより県もその集まりに参加し、情報提供を行っている。 																				

⑥ ふなおか共生の里づくり活動協定

1. 協定締結相手方	鳥取県生活協同組合、農事組合法人八頭船岡農場、有限会社北村きのこ園、有限会社ひよこカンパニー、鳥取いなば農業協同組合、八頭中央森林組合、鳥取県畜産農業協同組合、一般財団法人日本きのこセンター、N P O 法人 b a n k u p 、公立鳥取環境大学、八頭町
2. 協定締結窓口機関	農林水産部 農業振興局 農地・水保全課
3. 締結年月日	令和3年3月14日
4. 協定締結の背景	<p>当該地区は平成23年より協定を締結しており、10年間広域的な活動を実施してきた。2期目(平成28年度～令和2年度)の協定期間の終了を機に地域の希望により3期目となる協定の再締結を行った。</p> <p>通常は、農村を企業等が支援する形態となるが、本地区は消費者団体と生産者、関係団体を巻き込んだ船岡地域全体の活性化を目指す取り組みとして、農事組合法人八頭船岡農場の鎌谷組合長が構想され、それに賛同される10企業・団体が協定を締結している。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	2期目からの継続。
6. 締結の目的・必要性	活動実施主体及び協力組織はお互いに協力し合い、食と農の再生、美しい里山の再生、そして生産者と消費者や都市と農村の提携交流といった中期的かつ空間的な広がりをもった取組を持続的に行い、賑やかで元気な地域づくりを目指すものとし、支援組織はこれらの活動に対し誠意を持って協力するものとする。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和4年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ふなおか共生の里づくり推進協議会が担当窓口を務めている。 <p>① 食と農の再生</p> <p>② 美しい里山の再生</p> <p>協議会が企画する農山村アルバイトによる農地・農業用施設の管理・保全活動（草刈り、台風被害復旧作業等）</p> <p>③ 生産者と消費者や都市と農村の提携交流</p> <p>各種体験イベントの開催（田植え・稻刈り、キャベツや白ネギの収穫体験）</p>
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会で協働活動計画書を策定して積極的に事業を進めている。 ・共生の里の活動を知ってもらうため、協議会・県でFacebookを用いて情報発信を実施。

⑦ 森林保全・管理協定

1. 協定締結相手方	サントリー株式会社、江府町
2. 協定締結窓口機関	農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課
3. 締結年月日	平成 19 年 6 月 26 日、平成 22 年 8 月 9 日、平成 28 年 7 月 2 日
4. 協定締結の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地の過疎化、高齢化に伴う労働力不足により、森林所有者自らによる適切な管理が行き届かない森林の増加。 ・地域貢献、環境貢献といった企業の森林環境保全活動を行いたいという C S R 活動としてのニーズの高まり。 ・両者のマッチングを行うことで、両者ともにメリットのある活動とするもの。県の役割は、関係者との調整を含むマッチングの支援。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの提案 ・同社は当該森林の下流に、天然水をくみ上げ、加工販売するための工場を有している。安全で安心な地下水資源を次世代に残していく取り組みとして、上流の水源かん養林を整備するものであり、整備手法については、有識者(鳥取大学、にちなん中国山地林業アカデミー等)による調査及び意見に基づき立案された整備計画で進めて行く姿勢等、事業内容、組織体制を含め申し分ないと判断したもの。 <p>※サントリー株式会社が取り組む森林整備は、50～100 年先の姿をイメージし、そこから逆算して施業計画を立てるという視点に立っており、航空写真による過去の林分調査、現地踏査等による現在の林分及び土壌調査、法規制状況といった社会的調査も含め総合的に勘案し施業計画を立案することとしている。50～100 年という長期スパンで計画を考えなければならない林業という産業において、サントリー株式会社の姿勢は協定の相手方として他の模範となり得るものである。</p>
6. 締結の目的・必要性	企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の支援を行う。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年度は間伐・作業道開設・広葉樹林再生作業を実施。 ・令和 4 年 3 月の大山のナラ枯れを考えるワークショップでの発表。 「ナラ枯れ被害地の再生に向けて」 ・R 5 年度は 5 年ぶりに「森と水の学校」を 7 月～8 月で 12 回実施。
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに当年度活動計画の聞き取り及び調整、昨年度実績の聞き取り。 ・年 1 回 3 月に「鏡ヶ成ふれあいの森運営協議会」を開催。 ・県からは隨時、森林航測データや林野庁からの情報提供を行っている。 ・サントリー株式会社は「環境ビジョン 2050」及び「環境目標 2030」を策定。

⑧ 鳥取県と株式会社光洋との「食のみやこ鳥取県」に関する協定

1. 協定締結相手方	株式会社光洋
2. 協定締結窓口機関	農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課
3. 締結年月日	平成 28 年 6 月 26 日
4. 協定締結の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・県産品の主な流通先は関西圏であることから、関西圏での販売、情報発信拠点となる店舗との連携を検討。 ・関西圏に高級スーパーマーケットを展開する株式会社ピーコックストアと協定締結することに合意。平成 24 年 3 月、県産品の販路拡大、情報発信を目指し、本県と「食のみやこ鳥取県」に関する協定を締結。 ・その後の経営統合に伴い、平成 28 年 6 月、業務を継承した株式会社光洋と同様の協定を締結。
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ ・高級スーパーマーケットであるピーコックストアでの販売、情報発信等により、県産品の高級イメージの定着を図り、有利販売に繋げる。
6. 締結の目的・必要性	鳥取県発の農林水産物及び商品の販売拡大や開発支援、情報発信機会の創出などにより、地域振興の推進と店舗の魅力づくりによる顧客満足度の向上に資する。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ol style="list-style-type: none"> ① 株式会社光洋の店舗での鳥取県フェアに関すること 全店フェアを開催（6/11-12、11/26-27） ② ピーコックストア千里中央店内に設置しているインショップに関すること 鳥取県産品が常時購入できる商品棚を年間通じて設置していただいているが、R 5 年店舗閉鎖に伴いインショップは終了。しかしながら鳥取県産品の購入を希望する利用者の要望もあり、近くの店舗での取扱いが開始された。 ③ 鳥取県が育成した新品種及び鳥取県内事業者の新商品のモニター販売に関すること 鳥取県フェア開催時の新規商品取扱い ④ 鳥取県から株式会社光洋に派遣する研修生の受入れに関すること H30 年度で受入れ終了 ⑤ 「食のみやこ鳥取県」の情報発信に関すること 鳥取県フェア開催時にチラシ作成 ・農産物、魚、加工物がすべてそろう鳥取県は相手方からも重宝されている。
8. 実効性確保の取組	相手方、J A 全農とつとり、鳥取県漁業協同組合、関西本部と連携を取って全店フェアを開催している。情報は県・相手方ともに広く S N S 等で発信している。

⑨ 「鳥取県キャリア教育推進協力企業」認定制度

1. 協定締結相手方	鳥取県キャリア教育推進協力企業 261 社
2. 協定締結窓口機関	教育委員会事務局 高等学校課
3. 締結年月日	平成 27 年 12 月 16 日から申込みの度に隨時認定
4. 協定締結の背景	<p>情報化・グローバル化・少子高齢化・消費社会等を背景とした子どもたちが育つ社会環境の変化や、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等がもたらす子どもたち自らの将来の捉え方の変化により、学校が抱える課題も複雑化・困難化している。その中で、子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようとするキャリア教育の充実が求められている。</p> <p>本県においても、若者一人一人の社会的・職業的自立に向け、学校教育において社会への接続を考慮し、職業を通じて未来の社会を創り上げていくという視点を持ち、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていくキャリア教育の充実が強く求められている。</p>
5. 協定締結相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの働きかけ及び公募 ・本制度について広く周知し、その趣旨に賛同し、高校生一人一人の社会的・職業的自立に向けて、必要な能力や態度を育てるふるさとキャリア教育に関する取組に支援していただける企業は、隨時認定している。
6. 締結の目的・必要性	県立高等学校におけるふるさとキャリア教育の充実に向けて、推進協力企業と県教育委員会が協定を結び、各県立高等学校の取組を支援することで鳥取県のふるさとキャリア教育の一層の推進を図る。
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・認定企業総数 261 社（新規推進協力企業 3 社認定） ・取組実施企業数 137 社 <各実施企業数（延べ数）> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への職業体験：98 社 ・講師の派遣：51 社 ・出張授業等の実施：18 社 ・イベントの実施：31 社 ・その他：67 社
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会のHPで制度についての説明、応募、推進協力企業一覧を公開している。 ・毎年 2 月に県立高等学校に協力企業と連携した取組状況実績を照会し、集計結果をHPで公開している。

⑩ 一般財団法人中小企業診断士協会、公益財団法人鳥取県産業振興機構、株式会社日本政策金融公庫米子支店、鳥取県立図書館、米子市立図書館との連携協力に関する協定

1. 協定締結相手方	一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会、公益財団法人鳥取県産業振興機構、株式会社日本政策金融公庫米子支店、米子市立図書館
2. 協定締結窓口機関	教育委員会事務局 図書館
3. 締結年月日	平成 25 年 10 月 10 日
4. 協定締結の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の景気が低迷する中、産業振興や雇用創出による地域の活性化が課題となっていた。 ・成長産業の動きが活発化している県西部において、ビジネス支援の取組を強化する必要があった。 ・県立図書館が始めたビジネス支援の取り組みを、県中西部の図書館へも広げていく必要があった。
5. 協定締結相手方の選定理由	<p>・県からの働きかけ</p> <p>①一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会 起業・創業や企業の経営課題に対応するための診断・助言等を行い、経営を支援する専門家が所属する団体。以前より連携して相談会を実施しており、県民から寄せられる幅広い相談に対して、適切な対応をいただいている。</p> <p>②公益財団法人鳥取県産業振興機構 県内企業の高度化、情報化の推進並びに企業の創業及び経営革新の支援を行う団体。各種セミナー・商談会の開催、補助金・助成金対象事業の公募等、県民に必要な情報を提供いただいている。</p> <p>③株式会社日本政策金融公庫 米子支店 中小企業・小規模事業者や、気候変動等の影響を受けやすい農林水産業者に対して、融資や信用保険等により支援を行っている。以前より連携し相談会を実施しており、県民の起業・創業、経営改善等の各場面において資金調達の相談に応じていただいている。</p> <p>④米子市立図書館 平成 25 年 8 月にリニューアルオープンした県西部の中核的な図書館であり、域内の他図書館と比較し、多くの蔵書をもつ。県西部におけるビジネス支援サービス展開を行いたいとこちらに働きかけがあった。</p>
6. 締結の目的・必要性	<p>当館では、「課題解決型の図書館」をミッションに、図書館が仕事に役立つと県民に認知され、活用につながることを狙いとし、平成 16 年よりビジネス支援事業を開始した。</p> <p>県西部においても、民間企業等と連携し、企業及び起業を目指す個人に対する支援体制を強化し、地域経済の活性化を図ることを目指した。</p>
7. 協定に係る連携・協力事項の令和 4 年度の実績・成果	<p>① 相談業務に関するこ 「起業・経営なんでも相談会」「創業・融資相談会」（同時開催）17 名 「ビジネス情報相談会」県立 9 名、米子 18 名</p> <p>② 研修会及びセミナー等の実施に関するこ 「高校生ビジネスプラン作成講座」R4.8.2 米子 6 名（西部初開催） R4.8.5 県立 3 名</p> <p>③ 図書館のビジネス支援機能の活用に関するこ 「第 5 回 図書館で夢を実現しました大賞」R4.7～R5.3 応募 9 件、受賞 3 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス支援に関する資料相談 65 件 <p>④ 相互の事業の広報に関するこ ○県立図書館 H P での実績紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・としょかんビジネストーク（図書館で開催した相談会やセミナー、資料相談等で得た情報を起業経営に役立てた事例を紹介） ・高校生ビジネスプラン作成講座 ・「起業・経営なんでも相談会」「創業・融資相談会」毎月ページ更新 ○相談会・研修会・セミナー等の事業に係る情報発信は双方の H P 等で同時に広報を行っている。</p> <p>⑤ その他目的達成に必要な連携、活動に関するこ</p>
8. 実効性確保の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館職員で横断的に「ビジネス支援委員会」を組織し、月に 1 回情報交換・事業の進捗確認を行っている。 ・相手方とも日常的に繋がりをもって事業を進めている。